健康福祉常任委員会要点記録

日 時: 令和6年3月18日(月)

午前10時00分~午後2時12分

場 所: 第一委員会室

出席委員 委員長 藤原 マサノリ 副委員長 池 田 けい子 (7人) 委 員 池田 委 員 藤條 たかゆき 桂 委 員 折 戸 小夜子 委 員 しのづか 元 委 員 きりき 優

出席説明員健康福祉部長伊藤重夫保健医療政策担当部長本多剛史

(兼) 福祉事務所長

健幸まちづくり担当歌 堀 仁 美 福祉総務課長 松 崎 亜来子

健幸まちづくり推進室長事務取扱

健康推進課長 金 森 和 子 保険年金課長 河 島 理 恵

(兼) 健康センター長

高齡支援課長 五味田 福 子 介護保険課長 原 島 智 子

障害福祉課長 平 松 港 発達支援担当課長 相 良 裕 美

(兼) 教育センター長

案 件

	件名	審査結果
1	第28号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第29号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第30号議案 多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決すべきもの
4	第31号議案 多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正す る条例の制定について	原案可決すべきもの
5	第32号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6	第33号議案 多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7	所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援 について	継続調査
8	特定事件継続調査の申し出について	了承

協議会

	件名	担 当 課 名
1	第4次多摩市食育推進計画について	健康推進課
2	多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例(素 案)について	健康推進課
3	令和6年度からの胃がん検診について	健康推進課
4	母子保健事業における事業の拡充について	健康推進課
5	令和6年度 予防接種事業の変更点について	健康推進課
6	新型コロナワクチン接種について	健康推進課
7	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
8	第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画について	保険年金課
9	多摩市国民健康保険税条例の改正について	保険年金課

10	後期高齢者医療保険料の最終案について	保険年金課
11	後期高齢者医療特別会計における消費税の申告について	保険年金課
12	第2期多摩市自殺対策推進計画の策定について	福祉総務課
13	生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
14	「第2回多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の実 績及び今後の給付金の概要について	福祉総務課
15	第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6~ 8年度)について	高齢支援課 介護保険課
16	介護保険・障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金 の支給実績について	介護保険課 障害福祉課
17	(仮称) 多摩市手話言語条例の策定進捗について	障害福祉課
18	「多摩市障がい者(児)福祉計画」の策定について	障害福祉課
19	「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことので きるまちづくり条例」に関する取組状況について	障害福祉課
20	令和6年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の 調達の推進を図るための方針	障害福祉課
21	多摩市発達巡回相談事業の実施について	障害福祉課発達支援室担当
22	健幸まちづくり基本方針改定案について	健幸まちづくり推進室
23	多摩市重層的支援体制整備事業実施方針について	健幸まちづくり推進室

午前10時00分 開会

藤原委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより 健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。 それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査 案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第28号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 それでは、第28号議案について提案理由を説明させていただく。令和6年度の国民健康保険税率等の見直しについては、多摩市国民健康保険運営協議会に対して意見を求め審議を重ねた結果、今後の被保険者数の減少、また高齢化による医療費の増大により国民健康保険税財政がさらに厳しい状況になること、また税負担の公平性と国民健康保険制度を維持していくためには保険税率の見直しが必要との答申を頂いたことから、国民健康保険税の税率等を変更するものである。具体的な内容については河島保険年金課長より説明をさせていただく。

河島保険年金課長 国民健康保険は、平成30年度の制度改革以降、都道府県が国民健康保険の財政運営を担う立場となり、市区町村が都道府県に国保事業納付金を負担し、それが医療費に充てられる仕組みになった。よって、この事業納付金の財源となるのが被保険者の皆さんに納付していただく保険税となった。納付金の算定に当たっては、東京都全体の医療費と被保険者数、所得水準から算出されている。多摩市国民健康保険税は、平成30年度策定の第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に基づき、毎年東京都が示す事業納付金額に合わせた標準保険料率を参考に、対前年度比4%増を基本とした保険税率の見直しを行うという方向性としている。しかしながら、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を考慮し、税率改定の据え置きや引上げ率の縮小を実施した年もあった。国民健康保険は、被保険者間の相互扶助を基本とする制度であること、税負担の公平性や国保財政の安定した運営を確保する観点から、昨年12月に多摩市国民健康保険運営協議

会に対し税率改定の諮問を行ったところ、前年度比4%増の改定を行うとの、案件1の資料2のとおり答申を頂いている。この答申に基づき、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援分、介護分のそれぞれ所得割と均等割4%増を実施するため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案をさせていただいている。

まず税率改定の背景となっている東京都から示された国民健康保険事業納付金と標準保険料率について説明をする。案件1の資料3をご覧願う。令和6年度国保事業納付金標準保険料率本算定結果という資料となる。医療費の保険者負担分、3割が自己負担だと7割分となるが、この財源となる国民健康保険事業納付金の額と、それに合わせた標準保険料率の仮算定結果が昨年11月末に東京都から示され、2月初めに東京都から本算定結果が示された。各市区町村が国民健康保険事業納付金を東京都へ納付し、東京都は国と都の公費を合算して市区町村へ保険給付費等交付金の普通交付金として交付している。

中ほどの表をご覧願う。国保事業費納付金のところになる。太枠で囲っている箇所、多摩市の令和6年度の事業納付金は約46億2,400万円となっている。右側を見ると、対前年度比マイナス2.7%となっている。これは納付金の算定方法が変更になったことによるものである。今年度・令和5年度までは各市区町村の医療費水準、どれだけ医療費がかかっているかを反映していたが、小規模な市区町村、例えば東京都は島などもある。たまたま重篤な患者さんがいた場合、翌年度以降それをそのまま反映すると事業納付金が非常に高額になって納付できないというような課題が今まであった。そういったところで、医療費水準を段階的に下げていき、令和12年度には所得水準と被保険者数のみで算定していくという方向性に東京都は変わっている。しかしながら、最初の表を見ていただくとおり、被保険者数の減少により1人当たりの納付金額、保険税額であるが、5%台で上昇している。

次のページをご覧いただければと思う。2番目の表が多摩市国保の保険 税率になる。令和5年度と6年度の比較となっている。4%増ということ で端数は切り捨てている。今回の見直し税率等については、医療分は 5.8%、医療分の均等割が2万9,300円、後期支援分は1.89%で、後期の均等割は1万2,000円。介護分は1.68%、介護分の均等割が1万2,200円となる。合計で所得割9.38%、均等割が合計で5万3,500円となる。

令和6年度の横に標準保険料率がある。先ほど申し上げたとおり、保険税と国・都の公費負担及び法定繰り入れのみでおおむね収支の均衡が保たれる保険税率となる。合計で所得割が13.89%、均等割が8万6,235円となる。

議案の資料に戻っていただけるか。黒丸の見直しに伴う影響範囲と想定額のところになる。令和6年度予算で計上している額は25億6,933万1,000円、こちらの額は令和6年度の課税額になる。令和4年度の決算時より少なく、今回3月補正よりも約2,400万円減っているが、これも被保険者数の減少が影響している。

続いて資料1をご覧願う。モデルケースによる比較である。こちらを少しピックアップして説明する。

まずケース1、ご夫婦と未就学児の子ども2人になる。夫のみの収入で、 総所得金額から基礎控除額43万円を減じた313万円で税率を掛ける。 妻と子は40歳未満で均等割額のみとなるが、40歳未満であるので介護 分はなし、また未就学児の子どもは均等割が半額となる。世帯合計で42万 9,500円、年間で1万5,800円の増額となる。

続いてケース2、30歳の単身世帯になる。40歳未満であるので介護分はない。医療分と後期支援分のみとなる。所得は45万円であるので基礎控除43万円を減じた2万円に所得割率を掛ける。なお、単身世帯で所得45万円だと、均等割が5割軽減の対象となる。ついては医療分1万5,800円、後期分6,300円で合計2万2,100円となり、年間800円の増となる。

少し飛んで、最後ケース6になる。世帯主が後期高齢者医療被保険者のケースである。妻が国保の被保険者で所得なし、均等割のみとなるが、世帯主が74歳まで社会保険だった場合、後期へ移行した被扶養者という想定で均等割額が2年間5割軽減となるので年間700円の増となる。

申しわけない、説明を省略してなかなかわかりづらいかと思うが、その 他のケースは改めてご覧いただければと思う。

今後の見通しになるが、予算特別委員会でもお答えしたが、来年度多摩 市国民健康保険運営に関する指針をこの2月に改定となった東京都国保運 営方針を踏まえて改定する予定である。東京都の運営方針では、赤字補填 の繰り入れを早期に解消削減を図ることが望ましいが、大幅な削減を行っ た場合、急激な保険料税の引上げにより被保険者に大きな影響を与えるも のとなり、計画的に見直しを図る必要があるとなっている。多摩市国民健 康保険としてどういった見直しをしていくのかについては、これからの本 市の国保の見通しや国の動向なども注視し、国民健康保険運営協議会で議 論いただく予定になっている。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

池田(桂)委員 第28号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について、反対の立場から討論させていただく。先日小林議員が反対討論 を行っているので手短に申し上げておく。

年々4%ずつ国民健康保険税が値上がりすることになると、市民の皆様の生活を圧迫することになり、最終的には食費を削ったり、猛暑の中電気代を削ってエアコンを使わなくなり、熱中症の危険も高まる。そういった中で健康を害されて医療費も増大することが予想されており、加入者の方の健康と生活を守るためにも、今回条例の制定について反対とさせていただく。

藤原委員長ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第28号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきも のとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

藤原委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第29号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤健康福祉部長 それでは、第29号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例 の制定について、担当の課長である原島からご説明させていただく。

原島介護保険課長 第29号議案の概要について説明する。本案は、第9期介護保険事業 計画により算出した令和6年度から令和8年度までの給付見込額に基づい て第1号被保険者の保険料を設定するとともに、介護保険法施行令及び介 護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険料の判定の基準となる所得段階 を見直すものである。

第1号被保険者の算定について簡単にご説明する。第1号被保険者の保険料は、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用の見込みに基づいて介護サービスと施設サービス、介護予防サービスの給付費を計算する。さらに地域支援事業や市町村特別給付等に係る経費を加えて、介護保険料で賄うべき費用を算出する。この費用のうち23%が第1号被保険者の保険料で負担する額になる。この額を保険料の収納率等を踏まえた収納者数で割り、1人当たりの保険料を算出している。また、第8期計画期間終了時の今年度末に、余剰となった介護保険給付準備基金を活用して保険料の負担軽減を図る予定である。第9期計画期間中は約5億円の基金を取り崩す予定となっている。また、所得段階区分については、第8期計画では17段階だったものを18段階に見直ししている。さらに、所得段階最高の方は最高税率を標準保険料の4%ということで見直し、この見直しにより低所得者層の保険料の軽減をさらに図っているという状況になっている。

この結果第9期の第1号被保険者の保険料の標準額であるが、6万 9,800円となっている。こちらは第8期の保険料と比較して 7,400円の増額となっている。その他所得段階に応じた保険料と前期との差額等については、資料をご覧いただければと思う。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

池田(桂)委員 第29号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、 で、 、 賛成の立場から討論させていただく。

今回低所得者層の方に十分な配慮をいただいたことについては評価したいと思う。この点で賛成ではあるが、ただ、今後後期高齢者の方もどんどんふえていくと介護サービスがどんどん必要となってくるし、今後介護保険料の負担がどんどん市民にのしかかってくることを考えると、どうしても東京都や国に対して何らかの財政的な支援をこれから強く要請していかなければならないと思うので、その点について述べさせていただいて賛成の討論とさせていただく。

藤原委員長ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきという意見が1名である。 よって、これより第29号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条 例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第30号議案 多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

原島介護保険課長 では、第30号議案について簡単に説明する。本案は、国が定める指 定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正 に伴い、地域密着型サービス事業の運営等の基準を定める本条例の改正を 行うものである。

主な改正内容であるが、身体拘束等の適正化の推進、介護サービス事業 所を効率的に運営するための管理者の業務範囲の明確化、書面掲示の規制 の見直し等になる。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第30号議案 多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第31号議案 多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

原島介護保険課長 では、31号議案について簡単にご説明する。本案は、国が定める指 定地域密着サービス事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一 部改正に伴い、地域密着型介護予防サービスの事業運営等の基準を定める 条例の改正を行うものである。

主な改正内容については、先ほどご審査いただいた第30号議案と同様に身体拘束等の適正化の推進、介護サービス事業所を効率的に運営するための管理者の業務の範囲の明確化、書面掲示規制の見直し等になる。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第31号議案 多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第32号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とす る。

これより、市側の説明を求める。

原島介護保険課長 第32号議案についてご説明する。本案については、国が定める指定 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居 宅介護支援の事業運営等の基準を定める本条例の改正を行うものである。

主な改定内容であるが、介護支援専門員の1人当たりの取り扱い件数に係る見直し及びテレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能になることに伴う規定の整理のほか、第30号議案・第31号議案と同様に身体拘束等の適正化の推進、介護サービス事業所を効率的に運営するための管理者の業務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し等になる。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第32号議案 多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により 採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第33号議案 多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等 の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。 これより市側の説明を求める。

原島介護保険課長 では、第33号議案についてご説明する。本案については、国が定める指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、当該事業の運営等の基準を定める本条例の改正を行うものである。

主な改正内容であるが、居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施できるようになること及びテレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能になることに伴う規定の整理のほか、第32号と同様に身体拘束等の適正化の推進、介護サービス事業所を効率的に運営するための管理者の業務の範囲の明確化、書面掲示規制の見直し等になる。

藤原委員長これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第33号議案 多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援についてを議題とする。

本案は継続案件である。

本件については、令和5年6月22日に健康福祉常任委員会の2年間のテーマを「認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援について」とした。また、テーマに関連した先進市として10月24日に三重県四日市市、10月25日に愛知県大府市にて認知症支援の先進的な取り組みについて視察を行った。この視察を通して認知症政策の効果や課題などの実際を学んだことでさらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必要があると考え、令和5年12月13日に2年間のテーマを所管事務調査として位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和6年1月11日にTAMA認知症介護者の会 いこいの会と意見交換を開催し、認知症の方及びそのご家族への支援について市民意見を聴取した。さらに、2月20日には昨年10月の行政視察で得た知見や1月の意見交換会の成果を踏まえた上で市の認知症政策の現状と課題を把握するために、担当所管課に協力をいただき勉強会を行い、学びを深めてきた。調査を行った後、委員間で振り返りを行った結果、認知症見守りサポーターの養成や教育現場の啓発について、認知症個人賠償責任保険について、権利擁護の視点を踏まえたGPS等のあんしんサポートについての3点が今後の課題として整理された。ここまでこのように進めてきたが、今後も勉強会で整理された3点の課題を中心に先進市の視察を行うなど調査研究を進め、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援について協議を行っていくということで進めたいと思うが、ご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で、進捗状況を報告するということが、議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任していただきたいが、 先日LINEでお送りした内容でよろしいだろうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

藤原委員長では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。 なし。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長ご異議なしと認める。閉会中の継続審査を申し出ることにする。

日程第8、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

(協議会)

藤原委員長ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会の1、第4次多摩市食育推進計画について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 案件1番になる。第4次多摩市食育推進計画についてご報告させていただただく。こちら12月の常任委員会でも素案について報告をさせていただいた。その後パブリックコメントを実施した結果、何か計画を大きく変更する点は特になかったことになるが、ここで決定となるのでご報告させていただく。こちらは資料が3つに分かれているが、1枚目の資料に概要を書かせていただいている。こちらの1番のところでは、目的及び法的根拠、国の食育基本法に基づく市町村計画であるというところ、また国の第4次食育推進基本計画、東京都の第4次食育推進基本計画との整合を図って多摩市における食育の推進に関する施策を総合的に推進することを目的とし

た計画となっている。期間については、6年度から10年度までの5年間 という形になる。

体制については、今までもご報告させていただいてきたとおり、食に関する課題を踏まえた計画としていくために、今までの調査に加えて学齢期、子育てに関する食生活の調査を実施させていただいた。また、(2)(3)にあるように食育推進計画策定委員会と多摩市食育ネットワーク推進連絡協議会で協議をさせていただき、計画をまとめてさせていただいている。パブリックコメントについては、令和5年12月5日から令和6年1月5日まで実施し、5人の方からのパブリックコメントをいただいたところである。内容については、食のイベントの開催、朝食の部分についての定量的評価の必要性、SDGsの考え方の導入、災害時の食支援などのご意見をいただいている。それぞれお答えさせていただいて、今後の課題もあるが、また今後推進していくというところでまとめさせていただいている。

1を閉じていただいて2つ目の資料が本体という形になる。前回お示ししたものと変わっていないが、カラー版で見やすくさせていただいている。また、それぞれ3枚目が概要版という形になっている。こちらも前回お示ししたものと変わっていない。それぞれ広報については、それぞれ基本目標ごとに現状と課題、取り組みの方向性、主な取り組みを、課で実施している事業について、事業内容を可能な限り取り組みの指標なども入れた形で、取り組みの中から主なものというところはコラムを入れさせていただき、さらに二次元コードを入れることでより詳細に検索ができるような形で作らせていただいた。第3次と変更した点として、取り組みの指標を健康日本21に合わせて見直しをさせていただいたところである。そちらについては、今まで肥満の方を対象にしていたのを適正体重にさせていただいた、栄養傾向の割合を指標とさせていただいたというところが変更点となっている。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員

パブリックコメントを実施して回答したというご説明だったが、今回の 資料には特にそういったものがないが、具体的にはホームページに載せた のか。個別に返信はしていないと思うのでどうされたのかと、どのように すれば確認できるのか教えていただきたい。

- 金森健康推進課長 市公式ホームページには掲載をさせていただいている。今回資料としてお持ちしておらず申しわけない。
- 池田(桂)委員 資料の中で小学校高学年から小学生の女子児童が、やはりダイエットを 通じて結構給食を残したり、そういうことについて市としては啓発をして おられるのかをお伺いしたいと思う。
- 金森健康推進課長 そちらについては、今回の調査結果を学校ごとにデータを返却させていただいている。それによって各学校にも取り組んでいただくというところと、今回課題になったところについては栄養教諭の先生等とも共有しているので、そういったところで指導を進めていく予定になっている。

池田(桂)委員 では、各学校にお任せしているという感じなのか。

金森健康推進課長 今回のところでは、これに特化した何か取り組みというのはまだここ に記載できていないが、今後どういった取り組みをしていくのか検討して いくような状況になっている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会2、多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する 条例(素案)について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 協議会案件2番になる。多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を 推進する条例 (素案) について報告させていただく。こちら、令和6年度、 来年度中の制定に向けて策定を進めている。今まで「(仮称) 多摩市歯科口 腔保健推進条例」という名前を使わせていただいていたが、条例検討委員 会の中で、なかなか親しみにくいというか「口腔」という言葉がとても難 しくて意味がわかりにくいというご意見もあった。親しみやすい名前がよ いというところで、条例検討委員会のご意見を踏まえ、条例名は「多摩市 みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」とさせていただいて いる。

> まず1番である。12月議会の常任委員会でも報告をさせていただき、 それ以降の庁内委員会と条例検討委員会の開催状況であるが、令和6年

1月に第3回条例検討委員会を開催し、条例素案の原型となるよう要旨案 について協議を行った。その後、第6回の庁内委員会を経て条例素案を作 成している。この資料の後に条例素案をつけさせていただいている。

2番に全体構想と書かせていただいた。これ資料を一度閉じていただい て、次の絵になっている資料をご覧いただければと思う。こちらの資料で あるが、2枚ついている。まず1枚目、歯科口腔保健の推進のためのグラ ンドデザインとなっている。この資料は歯科口腔保健全体像をまとめた資 料となっている。見ていただいてわかるように、大きく3つの層で構成を させていただいている。まず一番下の層であるが、歯科口腔保健推進のた めの環境整備を全体の土台として進めていくことを考えている。ここに 様々、誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための 基盤整備、様々なサービス等との有機的な連携などを書かせていただいて、 環境整備を整えた上で、次の層になるが、こちらが歯科口腔保健の取り組 みの方向性を表している。左から個人の行動変容をまず促すというところ、 そして口腔機能の獲得・維持・向上に努め、生涯にわたる歯・口腔の健康 につながるという一連の流れをつくりたいと考えている。さらに、その上 の層となるが、下の層の取り組みが健全な食生活の実現及び日常生活等の 質の向上に寄与し、それが、私どもとしてはもう少し大きな部分として健 康長寿の延伸・健康格差の縮小にも向かっていくものとして捉えている。 それが最終的なゴールとしての健幸まちづくりの実現につながるようにし ていきたいと考えている。この全体構想を進めていく推進のよりどころと なるものが、今回のこの条例であると考えている。条例がこれらの取り組 みを下支えすると考えている。こちらが全体のグランドデザインとなる。

次の資料をご覧いただきたい。多摩市における歯科口腔保健推進の方向性についてまとめたものとなっている。こちらの1番は歯の健康と全身の健康の関係、2番目に多摩市民の歯科口腔保健の現状、3番目に多摩市民の歯科口腔保健の主な課題、4番目に取組の方向性、5番目に具体的な取組例ということでまとめさせていただいた。

こちら1番は、歯の健康と全身の健康の関係であるが、全身の健康と密接な関係があるということが前回も明らかになってきているので、歯と口

の健康が健やかで幸せに生きるための基礎となるというところをまず押さ えさせていただいている。2番目については、市民アンケートの調査結果 で現状を書かせていただき、3番目の枠にあるそこから見えてきた主な課 題を書かせていただいている。

今回、全ての世代においてかかりつけ歯科医を持つ方が目標に達していなかったということがあるので周知が必要であるということ。また幼児期・学齢期には虫歯のある人が都の調査よりも多く生活習慣による影響を受けていること、こういったことから口腔ケアの知識の普及啓発や生活習慣の普及啓発が必要と考えている。また中高生の時期からは予防という観点から歯周病への関心を高める必要があると考えた。

また、成人期・高齢期については、歯周病と関係のある疾患の認知が低いということが今回アンケートからわかったので、なぜ歯周病について予防していかなければいけないのか、治療していかなければいけないのか、そういった認知を高めていく必要があると考えている。また高齢の方でも口腔機能低下に関する相談を歯科でできることの周知がまだ不十分であることもわかった。

最後に、障がい者・介護が必要な方というのも、受入れ可能な歯科など 情報発信の充実、それを取り巻く家族、支援者への周知啓発が必要である ということが課題として挙がってきている。

そして5番目に「具体的な取組例」と書かせていただいているが、「いつまでもおいしく食べ、誰もが笑顔でいられるまち」というのが目指す姿とさせていただき、様々な周知啓発、かかりつけ歯科医を持つこと、しっかりとセルフケアだけではなくてプロフェッショナルケアも受ける必要性、また口腔機能の獲得、維持や低下予防の周知啓発、災害時の課題の整理と対策、こういった条例の取り組みを進めるに当たっては、外部有識者等で構成する会議体も必要ではないかと考えている。また、こういった取り組み例については、民間のノウハウをぜひ利用させていただければと思っているところである。

資料をもう一度戻っていただいて、1枚目の資料のところの説明文の続きに解説を載せさせていただいている。こちらの資料にあるように、多摩

市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の構成として、1ページ目にあるように、前文から第1条目的、第2条定義、第3条基本理念、第4条から第6条までがおのおのの役割、第7条、第8条が歯科医師等の責務、市の責務、第9条が基本的施策、第10条委任という形にさせていただいている。

おめくりいただいて、具体的に全て説明はできないが簡単にご説明させていただくと、前文については、2ページ目にある条例に込める思いや期待するまちの姿、多摩市の独自性である健幸都市、誰一人取り残さない社会の実現などを盛り込んでいる。

目的については、先ほどご説明させていただいたようなグランドデザインの目的のところを書かせていただいている。

4ページ目になる。こちらは定義ということで、用語の意義、定義を述べさせていただいている。

5ページ目になる。こちらが第3条基本理念を3つ挙げさせていただいている。こちら市民が生涯にわたって歯科疾患の予防、口腔機能の獲得維持向上を自主的に取り組むことを促進すること、また乳幼児期から高齢期まで年齢に応じた歯と口腔の特性、多様な生活習慣や社会環境を踏まえ、適切かつ効果的に歯科口腔保健に関わる取り組みを推進すること、また3番目に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策と有機的な研究を図りつつ、それらの関係者の協力を得ながら総合的に歯科口腔保健に関わる取り組みを推進することとさせていただいている。第4条以降それぞれ、市民の役割、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育に関するものの役割、第6条に事業者及び医療保険者の役割をそれぞれ記載している。

第7条、第8条については、ここからは責務という形にさせていただいた。歯科口腔保健の推進に当たって、最も担う分野が大きいという歯科医師と、市については、責務という形にさせていただき、また、中心的な役割を担うというところになる。

第9条から基本的な施策となる。先ほどの取り組みなどご報告させていただいたが、それを1号から7号までにまとめさせていただいた。こちら

についても先ほどお話ししたものとほぼ同じものとなるので、説明は割愛させていただく。特に6号にあるような、12ページになるが災害時における歯科医療体制の整備というところは、ちょうど能登半島地震があったが、ここでも被災の際の歯科保健の重要性がうたわれているので、そういったところでの災害時における歯科医療に係る体制整備、健康被害の予防というところの施策を検討していこうと考えている。最後7号については、これら1から6以外の推進に関して必要な施策というところを7号とさせていただき、最後、第10条を委任とさせていただき、この条例の施行に関し必要な事項は多摩市長が別に定めるとさせていただいた。この条例に定めること以外で条例の施行について必要な事項となるので、先ほどの有識者による会議体、必要な調査分析などを今後も実施をしていきながら、PDCAを回しながら、この条例に基づいた、歯科口腔保健の推進に努めていきたいと考えている。

また1枚目に戻っていただき、最後今後の予定となる。今後令和6年4月~5月でパブリックコメントを実施させていただき、5月に庁内委員会検討委員会を経て、6月にご報告をさせていただき、7月に原案の決定、9月に上程を目指したいと思っている。また、今後ご相談の上議会の皆様と勉強会なども検討ができればと考えているのでご協力いただければと思う。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(けい子)委員 今ので大体わかったが、この条例をつくるに当たって虫歯はわかり やすいが、最近歯医者の先生に聞くと、子どもの中で矯正をする子どもが 大変多くなっているそうである。矯正をするということは、顎が小さいの で咬み合わせが悪く、見た目だけではなくそのほうが大きいのだというこ とで、急激にふえていることに驚いているという話を聞いたが、この条例 をつくるに当たってそのような観点からのご意見や課題は何かあるのか。

金森健康推進課長 条例検討委員会の中で特に矯正について特化したものはなかったが、 小中学生に取らせていただいたアンケートの中では、矯正で歯科に通って いるという方がやはり多かったという現状がある。それはかみ合わせであ ったり、しっかりかむことであったり、そういった口腔機能というところ にも関係してくるかと考えているので、口腔機能の獲得や維持向上にもつ ながってくるかと考えている。ただ、矯正についてというところでは具体 的に出ていないので、今後その辺りは検討していきたいと考えている。

- 池田 (けい子) 委員 私は今後口腔ケアについて非常に気になるなと思っているのでぜひ 課題にしていただきたいのと、あとそこには、何を食べてかむか、しっか りかむというところの中では、先ほどあった食育も非常に大事になってき て関連していると思う。したがって、連携してしっかりと取り組んでいた だければと思う。それに関連して、子どもの頃からしっかりと条例を理解 していただきたいと思う中では、確かに「口腔」という言葉はわかりづら いのであるが、先日上がったときには委員長とも話をしていたが、条例の 名称が長いという話になったときに、ご高齢者も含めて子どもたちにもスンと落ちるような、簡潔なというかわかりやすい条例、例えば歯とお口の 条例等、もう少し簡単な名称にできるとよいと思うが、その辺の検討は何 か考えておられるのか。
- 金森健康推進課長 いろいろな思いを盛り込み過ぎて、みんなの笑顔が広がる歯と口の健康という形で少し長い条例名となっている。そちらをご指摘いただいているので、呼びやすい名前が何かないか今後検討していきたいと思っている。あと、先ほどお話があった食育との関係では、私たちも歯と口腔の健康は食育と非常につながっていると考えている。今回委員の中におられた保育園の先生などからも、取り組みの一つとして食べ物をしっかりかむことに気をつけている、それに取り組んでいるというお話があったので、そういったところも今後進めていけるようにしていければと考えている。
- きりき委員 1点だけ確認のために伺いたいが、素案の4ページに定義というのがあり、この(3)医療保険者というところが、「高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険者」と書いてあり、非常に高齢者に特化した書き方で、一般的にこういうのは健康保険法を引いてくることが多いかと思うが、あえて高齢者医療確保法を引っ張ってきたその狙いというか目的をお伺いできればと思う。
- 金森健康推進課長 こちらについては、国による歯の計画というのがある。今回それに伴った医療保険者の定義とさせていただいている。
- きりき委員 多分この計画に関しては、高齢者だけではなく、それぞれのライフステ

ージに合ったということで先ほどからお話があるように幼齢期であったり、 そういった子どもも対象になると思うので、その辺り、誤解が生じないよ うにというかそごがないような形で文言に関しても表記していただければ と思うが、これは問題がないという形でよろしいか。

- 金森健康推進課長 この条例は市の条例になるので、市内に所在する医療保険各法に伴う ものとなると、この高齢者の健康保険が一つあるかと思っている。それ以 外の保険の保険者にしても全く関係ないということではないと思っている ので、事業者の扱いとして、ご協力をいただくようにはしたいと思ってい る。
- 藤條委員 多摩市民でかかりつけ医をお持ちの方は虫歯の率が都の水準よりも少し 低い内容であまり良い数字ではないが、これの原因はどのように分析され ておられるのか。
- 金森健康推進課長 これは同じ内容を盛り込んで質問させていただいた結果という形になる。今の時点では何が理由になっているのか正直わからないところである。 ただ、今回どの項目にしても都の調査よりも割と低い結果が出てしまった ので、その辺についての理由はわからないが、周知啓発に力を入れていく 必要があるかと考えている。
- 藤條委員 我々議員も歯科医師会の皆さんから勉強会の機会をつくっていただいて 呼んでいただくこともあるが、そうしたところに行っていろいろお話を聞くと、これはしっかりしなければいけないなという気持ちを行くたびに新 たにさせてもらう。今後歯科医師会の先生方にお願いして市民向けの啓発 イベントを行うことは何か考えておられないのか。
- 金森健康推進課長 毎年秋頃に大きな講演会のようなものを歯科医師会に実施していただいている。そういったものに市も共催という形を取らせていただいているので、そちらについては今後もさらに協力しながら実施していきたいと考えている。大きな講演会だけではなく、もう少しコアな部分でいろいろな事業を実施しているので、そういったところでどのようにできるのか、例えばブラッシング指導なども多摩市歯科医師会の先生が小学校4年生などに行っている。こういったものについてもう少し統一的にできないか話題として上がっているので、歯科医師会の先生方とも相談しながら、より丁

寧な周知啓発指導ができるような形が取れればと考えている。

藤條委員

ぜひ条例制定をきっかけに、こうしたイベント啓発をさらに積極的にお願いしたいと思う。私は、「歯科口腔条例」という名前よりも、この「みんなの笑顔が広がる」というネーミングのほうが、笑顔は歯が見えるというイメージがあるので、個人的には割と好きである。かっちりとした条例名としてはわからないが、そういったイベントとしては「みんなの笑顔が広がる」というところを打ち出してもよいかと思った。本当にしっかりかむというところも大事だと思うので、子どもや高齢者もそうであるし、成人も肥満につながるというところもあるので、食育の観点も絡めてずっとこのポイントを強化していただきたいと思う。

折戸委員

この条例をつくっていくのは良いことだと思っている。もちろんかむことも大事であるし、健康は口からが第一歩である。歯の構造は、自分では見えないではないか。だから、こういう形で歯があるというその歯の組織を、小さいときから自分の歯にはどういう役目があるのだということをわかりやすく子どもにしっかりと教育する。かむことは大事なのだなと、歯は骨に埋まっているのではなく歯周組織に支えられているから歯と歯の間に物が入ると歯周病になってしまのだという原理をわかってもらえるような、納得できるような見える化の教育を行う。学校教育の中でもきちんと機能のあり方を見える化して、納得して教育できるような環境をつくっていただきたいと思う。その点についてお願いしたいが、どうだろうか。

- 金森健康推進課長 今お話しいただいたように、子どもの頃からというのが一番大切なところかと思っている。見える化というところでは、どのようにやることが子どもに理解をしてもらえるのか今はまだ具体的なものはないが、それぞれ乳幼児や子どもの時代にどういったことが具体的にわかりやすいのかについて、今後ぜひ検討していきたいと考えている。
- 池田(桂)委員 第9条の(3)に「多数の虫歯のある子どもや保護者に対する支援」というところがあるが、多数の虫歯のあるお子さんというのは、その背景に例えば親御さんも経済的に困っていてなかなか歯医者さんに連れていけない、あるいはネグレクトの可能性があったりするのを多分市としても想定されておられると思うが、具体的にそういった支援というのは何を想定し

て支援を考えておられるのか、わかる範囲でよいので教えていただけたら と思う。

金森健康推進課長 今お話があったように、多数の虫歯をお持ちの方というのは、そういった家庭環境が影響している場合、あと生活習慣の違いが影響しているところがあって外国の方だったりする。具体的には、健康推進課では乳幼児期などに歯科衛生士がしっかりとその辺りをフォローしていくことを実施しているし、また、それ以降についてはそれぞれ保育園・幼稚園、学校の役割になってくるかと思うが、その辺りを今後具体的に検討していきたいと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会3番、令和6年度から胃がん検診について、市側の説明を 求める。

金森健康推進課長 3番目、令和6年度からの胃がん検診についてである。こちらは前回、

予算決算特別委員会のときにも話題になったところである。こちらの資料にあるように、現在胃のバリウム検診は検診車による集団検診としている。ただ、年々増加する高齢者の受診、中には検診のリスクを抱えるものもあるというところで、内視鏡もこちらでかなり定着してきた。また、医師会の先生方からも、今のこの時代バリウムではなく内視鏡であろうというようなご意見もいただいたので、内視鏡による個別検診にかじを切りたいと考え、見直しをさせていただきたいと思っている。

見直しの内容については、今お話ししたように胃のバリウムの検診は廃止させていただく。国の指針もそうなっているので、50歳以上の市民を対象にした内視鏡検診を隔年に実施させていただく。ただ、40代は今まで胃のバリウム検査があった。その方々を救うためという形もある。胃のABC検査、これはがん検診としてではなく胃の健康度を見る、がんのリスク度を見る検査と位置づけているが、この検査については、バリウム検診の廃止に伴い、当面の間40代で未受診の方に拡大することとさせていただきたいと思っている。

2番目にある見直しの理由は今お話ししたようなところであるが、バリウムの検査と胃の内視鏡の検査がかなり制度的に違っているというのは、ポチの2つ目にあるように内視鏡を開始した平成29年度から令和4年度までのがん検診のバリウム検査では2人からがんが発見されたわけであるが、胃の内視鏡検査では毎年5人~8人のがんが発見されているので、よりしっかりしたと制度のものであるというのは検診の実績から見ても明らかとなっている。

また、40代バリウムはなくなるが、40代の胃がん発見率は平成25年度から令和4年度まで11年間ゼロとなっているので、こちらについても新検査に変更ということで問題はないと考えている。これらから限られた財源をより有効な検診に充てることが胃がんの早期発見・早期治療に寄与すると考えている。実際に予算額としてもほぼ変わらず、逆に7万円ぐらい減額したような状況にもなっているので、そういった見直しをさせていただきたいと思っている。

3番目に変更点を書いているが、こちらのように内視鏡検査は対象人数 を 1, 2 0 0 人から 1, 7 0 0 人とさせていただき、ABC検査についても 1 4 0 人ふやした予算で今回上げさせていただいたところである。説明は 以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、母子保健事業における事業の拡充について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 4番目、母子保健事業における事業の拡充についてということで、次 年度拡充するものについて2つ挙げさせていただいた。

2番をご覧願う。こちらは予算決算特別委員会でも話題になった産後ケア事業の拡充というところになる。(2)をご覧願う。拡充内容であるが、これまで実施していた通所型の実施機関に新たに一つ助産院を加えさせていただくのと、宿泊型の産後ケアを4つの実施機関で開始するという形にさせていただいている。宿泊型については、それぞれ対象となる月齢が医

療機関の関係で若干違うが、4つの医療機関で受け入れていただくことを 今回予定している。

3番は、もう一つの事業になるバースデーサポート事業の拡充である。 こちらは、ちょうど1歳になるお子様がおられるご家庭にアンケートを送 らせていただいている。ご質問があった方や相談があった方については、 電話、場合によっては訪問等で相談支援を行わせていただいている。アン ケートをお答えいただいた方については、経済的支援として今までこども 商品券を1人目1万円、2人目2万円、3人目以降3万円を配布していた が、来年度4月以降は、令和5年4月1日以降生まれの方にプラス5万円 分市の補助金を利用させていただく形となる。

今回、こども商品券からデジタルカタログギフトに変更させていただいて、1人目が6万円相当、2人目が7万円相当、3人目以降は8万円相当となる。こちらにも書いているが、1歳頃は行動範囲が広がり、自我が芽生えて自己主張が強くなるなど、ちょうど育児の悩みも多くなる時期でもあるので、健康推進課で実施しているものはただの経済的支援ではなく、相談支援も伴走型という形で実施させていただいている。

2枚目に応援ギフトの一覧と書かせていただいているが、ゆりかごTA MA面接から新生児訪問を1歳、2歳と続けて経済的支援と伴走型相談支援を実施しているところである。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 最後のバースデーサポート事業の生まれた日付のことであるが、一般的 に年齢というのは4月2日のところで、期が終わってというような形で年 齢を重ねるので2日ということが多いかと思うが、これは3月31日で切 って4月1日の0時からという解釈でよいのか。

金森健康推進課長 このとおり実施することにしている。

しのづか委員 確認であるが、今きりき委員が指摘したところで、令和4年3月31日までの生まれの方で、次の枠が令和5年4月1日以降となっているので1年間の空白ができてしまう。これはミスプリントか。令和5年の3月31日と令和5年の4月1日だろう。単純な話でいくと、令和4年4月1日の人は何をもらえるのか。多分令和5年3月31日までがこども商品券で、

令和5年4月1日以降からこちらに変わる。だから空白はないということ だろう。

金森健康推進課長 空白はない。申しわけない。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、協議会 5、令和 6 年度予防接種事業の変更点について、市側の説明 を求める。

金森健康推進課長 5番、令和6年度 予防接種事業の変更点についてということで上げ させていただいている。令和6年度の変更点となるが、国による定期予防 接種のワクチンの見直しなどの変更点を中心に書かせていただいている。

1番目に、定期接種に関わるワクチンの見直しとなる。今までこれは乳児、生後2か月から生後90日に至るまでの期間に4回接種していたもので、4種混合ワクチン(百日ぜき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ)だったが、ヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンの定期接種という形で今回位置づけられた。これによって令和6年4月からとなっているが、4種混合で始めた方の混合接種がまだ出てくる可能性があるので、その辺は医師会の先生方とも丁寧にやりながら進めていきたいと考えている。2つ目に、小児用肺炎球菌ワクチンである。こちらは今まで13価のワクチンであったが、あと2つ加わって15価のワクチンが定期接種として位置づけられている。こちらについても令和6年4月からとなっているが、こちらについては13価で接種場合にも15価に切り替えて接種が可能なように規定を設けるという形になっている。

2つ目であるが、こちらは麻疹・風疹ワクチン(MR)任意接種事業になる。こちらのMRワクチンは普通に定期予防接種もあり、ほぼ95%程度の方に打っていただいている。1歳と年長さんで打つことになっているが、MRの定期接種を逃した方に不足回数分の接種を行うようにしたいと思っている。こちらの対象者は18歳以下で、本人負担は無料とさせていただきたいと思っている。MRについては、今も話題となっているようにかかった場合に非常に重篤になる可能性もあるところと、いっときは日本

ではもう麻疹がなくなったと言われているが、今海外からの流入がふえてきているところもある。そういったところでは、MRワクチンをしっかり打っていただいて抗体をつけていただくことが必要であろうということで保健所からの指導もあったので、今回こういった形で開始させていただきたいと思っている。こちらも都の補助事業があるので、そちらを2分の1利用させていただく形となる。

あと、こちらには書いていないが、もう1点高齢者の肺炎球菌である。こちらは今年度で経過措置が一応終了という形になったが、東京都がこちらもまた令和6年度に限りということで補助事業にしている。定期予防接種の対象者に加えて66歳以上の方で高齢者肺炎球菌ワクチンを接種していない方については、東京都の補助を利用して接種ができる体制を来年度も整えることにさせていただいた。こちらについては、今まで10年間ずっと経過措置があったので、かなり少ないのではないかということで特に予算は上げずに、もともとの当初予算の中で見込める人数という形で考えている。こちらを受けたい方については健康センターに申し出をしていただく形を取りたいと思っている。

あともう1点、任意接種としてHPV男子のほうも検討を進めている状況になっている。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 麻疹・風疹ワクチンについては、一般質問でもあったが、昭和53年度 までの人のキャッチアップの場合は、抗体検査をして、抗体がない人に対 してこの接種の対象にするという話だったと思うが、18歳以上の場合は 抗体検査なしでいきなり接種という形で考えてよろしいか。

金森健康推進課長 基本的には母子手帳をご覧いただいて、MRの定期接種の回数であるが、2回受けていない方という形になるので、それで確認をいただく形に しようと思っている。

きりき委員 もう1点、一般質問のとき、1件、奈良かどこかで麻疹の罹患者が見つかったということでニュースになってからだったが、その後相次いで麻疹が見つかっていて、厚生労働省でも麻疹の予防接種をしていない人は接種してほしいという話があり、ワクチンが少し足りないのではないかという

ような報道も聞いているが、多摩市の状況についてはいかがか。

金森健康推進課長 ちょうど先週の金曜日に保健所と稲城市、多摩市、日野市の3市のウェブ会議があり、そのことも話題となった。基本的には今不足している状況にはない、どこの業者や国・都に確認したところでも出ていないということで、現状であるが確認している。ただ、報道にも流れているように、まずは定期接種の方を優先にというところは必要かと考えている。

折戸委員 肺炎球菌ワクチンの件のご説明をいただいたが、人数は何人ぐらいを予 定しているのか。それから、直接お医者さんに行くのではなく、健康セン ターに問い合せをしてきちんと申し込まないといけないのか。

金森健康推進課長 一応申し込みをしてから行っていただくような形を考えているところである。接種の見込みについては、申しわけないが今手持ちがないものの、 一応66歳以上の方で多くて1,500人程度受けるかと見込んでいる。

折戸委員 例えば申し込んできたら、どこそこのお医者さんに行ってほしいということでかなり時間がかかる。接種したほうがよいと私は思っているが、皆が申し込みやすいような仕方をお願いしたいと思う。申し込んで、例えばかかりつけ医に行って打ちたいと言ったら大丈夫だとなるようお医者さんと連携を取っておくとスムーズにワクチンを受けられることになるかと思うが、1,500人の方のキャパシティーがあるとしたら、そのぐらい連携を取って進めていくほうがよいのではないかと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 医師会と市で連携を取るということか。医師会の先生ともご相談をさせていただきたいと思うが、医療機関でもワクチンが多くなってきているので、高齢者肺炎球菌だけに特化してそういった体制が取れるかについては協議が必要なところかと考えている。今までも高齢者肺炎球菌を受けていない方については必ず12月から1月にかけて再接種の勧奨を今まで10年間毎年実施してきたところであるので、実際には受けたい方はほぼ受けておられるのではないかと考えている。先ほど見込み数はお伝えしたが、受けていない方がそのぐらいおられるのではないかということであり、方向については医療機関に負担をかける形はなかなか厳しいかと思っているので、形としてはやはり申込みという形を取らせていただければと今のところ考えている。

折戸委員 待合室等にきちんと掲示をしておく。ほかのMRのこともあるが、そういうことがきちんと患者さんにわかるようにすることが大事ではないかと思う。そういうことで連携していくことにより、お医者さんもわかるだろうし、受けたいと思う人もわかるので、そういう工夫をしていただきたいと思うが、どうだろうか。

金森健康推進課長 ポスターなど何か掲示ができるものを作成することはできるかと考え るので、MRも含めて、今お話があったようなことについては検討させて いただきたいと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会 6、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 資料をご覧願う。新型コロナワクチン接種についてである。特例臨時接種期間がとうとう令和6年3月31日で終了という形になった。最初に接種状況を記載した表をつけさせていただいている。令和5年秋開始接種であるが、65歳以上の方は最終的に接種率57.6%となっている。また、全体としては26.3%となっているので、東京都、全国から比べても高い水準となっている。全体の接種率は、東京都、26市、23区の中でも結局2位か3位ぐらいまで上がってきたところである。こちらのワクチンについては一応令和6年3月31日までとなるので、コールセンターについても令和6年3月31日、日曜日5時までは実施させていただくが、そこで終了とさせていただきたいと思っている。それ以降の問い合せについては、健康推進課にお問い合せいただく形になる。

2番目は、新型コロナワクチン接種後「健康被害救済制度」に向けた相談実績、令和6年3月1日現在のものを上げさせていただいた。相談実績であるが、令和5年度は最終的に12件、今のところ相談を受けている。 進達件数は9件、認定件数が7件、否認件数1件で、給付件数は7件となっている。総数としては、令和3年度からのものを合わせて相談件数62件、進達件数21件、認定件数11件、否認件数1件、給付件数11件という 形になっている。これら健康被害の調査委員会であるが、本年度も今まで 3回実施してきている。今週またもう1回やるので、4回目の実施を予定 させていただいているところである。

資料の2は、令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種についての予定となっている。こちらはご案内のとおりかと思うが、来年度からは高齢者の季節性インフルエンザの定期接種と同様にB類疾病に位置づけられることとなっている。それぞれ現在と令和6年度以降について対比した表記となっているので、ご覧いただければと思っている。対象者は65歳以上の高齢者、60~64歳で重症化リスクの高い方となっている。

また、資料にはないが、先週の金曜日、国の説明会が行われた。こちらで新型コロナワクチンの費用が示された。当初7,000円程度と示されていたが、ワクチンの市場調査をした結果、ワクチンが当初3,260円で見込んでいたものが1万1,600円になった。そういったところでは、全体の接種費用が1万5,300円程度になってしまうところもあり、来年度は国から8,300円程度助成金が出るというような説明があった。詳しいことについては、シートが1枚示されているだけであるので、今後また要綱等が発出されるとは思うが、これらが示されたところで来年度に向けて補正予算等を組みながら実施体制を考えていきたいと思っている。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 接種後健康被害の相談件数の内容等、何が認定されたのかわかる範囲で 教えていただければと思う。

金森健康推進課長 相談件数は本当に様々になっている。接種後本当に様々で、手のしび れがあるといったものから医療にかかった云々というところまである。ど ういったものが認定されているのかについては、個人情報にもなるので、 現在具体的にはお答えをさせていただいていない状況になっている。

きりき委員 4月以降のコロナワクチンの接種について、国から助成金が8,300円程度出るという説明があったところであるが、不交付団体の多摩市として、
多摩市の負担が発生するのかどうか、財源を国から全部出してもらえるのかどうかについて、どのような整理になっているのか。

金森健康推進課長 もともと 7,000円程度と見込まれていた中から地方交付税措置があるという言い方だったので、そこについて多摩市は該当しないという形になっていた。それプラス 8,300円となっており、その 8,300円については助成金の単価ということで、これは特に不交付、交付関係なく出される金額であると今のところ理解している。

きりき委員 もう一つ、6 5歳以上ではない人、完全に任意接種の人は自己負担が1万 5,300円程度になると想定しておいてよいのかどうかについて伺う。

金森健康推進課長 ワクチン代が1万円は超えるというところがあるので、それプラス手 技料といったものがプラスされると考えると、そのぐらいはかかってしま う可能性があるかと思っている。

きりき委員 医療従事者の方などはどうしても打ったほうがよいだろうという場合も あると思うが、何かしら市の助成のようなものは考えておられるのか。

金森健康推進課長 任意接種になった場合については、今のところ助成は考えていない。 藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件7番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替 えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 資料は、総務常任委員会のフォルダに入っている。そちらの フォルダを開いていただけるか。総務常任委員会のフォルダの協議会資料 の5番の資料になる。

枚数が多くて17ページものの資料になっているが、まず17分の1ページ目の大きな1番、これまでの経緯等についての部分をご覧いただけるか。そこの部分については、これまでの経過を時系列で積み上げていったものであり、次のページにかけて記載がされている。

その次、17分の2ページ目の大きな2番、現在の状況等についてが本 日新たに説明する部分になる。次のページにかけて白丸が2つあるかと思 うが、まず1つ目の白丸のところをご覧願う。

令和5年12月に、日本医科大学側から新たに文書の提出が市側にあった。その文書の概要になるが、読み上げさせていただく形になる。

「法人としては、建設費に関する『別途の方策』について検証を進めているところであるが、病院事業に係る運営費について検証した結果を伝える」ということで、文書をいただいている。内容については、南多摩医療圏内で市立病院を有する3市、この3市というのは町田市、日野市、稲城市になるが、そこと比べると多摩市は医療に対する財政的な貢献度が低いとともに、市立病院を有しない八王子市と比べても同様である。現在、市民病院建設費が高騰する一方で、現状のまま計画を遂行した場合、赤字が重くのしかかり、将来の収支状況の改善は長期間見込めないことがあると。そのため、普通交付税・特別交付税措置を利用し運営費を補助するなど、あらゆる財政支援の方策の検討をお願いしたいという内容の要望があった。その文書の現物が17分の4ページから17分の15ページになるものである。

17分の4ページを見ていただけるか。棒グラフが3つある。左端が令和2年12月時点の建設費の状況、真ん中が令和5年2月時点、右端が令和5年12月の時点になる。左端の令和2年12月時点の建設費については、約154億という数字を見込んでいた。その後、右端の棒グラフになるが、令和5年12月の時点で約280億円と、当初の見込みの1.8倍というような状況になっているということで、これは物価高騰の関係が影響しているということである。

次に、グラフの下の3番、「運営費について」以降については、先ほど申した南多摩医療圏に属する町田市、日野市、稲城市が有している市立病院に対して支出している繰出金、それと交付税の額をまとめた表となっている。八王子Cの表もあるが、八王子市については市内に2つの大学病院があるが、そちらに支出している補助金額、それと交付税をまとめた資料となっている。

日本医科大学側からはこうした各市の状況を例に出して、多摩市以外は、病院に対して財政支援を行っているとということで、普通交付税・特別交付税を利用した運営費補助をはじめとしたあらゆる財政支援、検討を行うべきではないかということで運営費の支援を求めているというような内容である。

次に、17分の2ページに戻っていただけるか。そうした要望を受けた ことから、多摩市としても改めて文書を日本医科大学側に返している。

次のページになるが、大きな2の2つ目の白ポツになる。日本医科大学に出した文書の内容の概要になるが、こちらもちょっと読み上げる形になる。

本市は、普通交付税の不交付団体であり、本市が貴法人に運営費補助を行うことで普通交付税が交付されるようなことはない。また、南多摩医療圏に属している多摩市以外の4市と同程度の繰出金または補助金を支出したとしても、本市の場合、普通交付税の算定による基準財政収入額が基準財政需要額を上回っていることから、結果特別交付税も交付されることはない。そのため、貴法人からの依頼に対する対応は難しい状況にあるという回答を行っている。その文書の現物が17分の16ページ以降にある。

日本医科大学側としては、12月28日付の市からの回答を受けて、内部の検討を行っているが、日本医科大学側でも検討にやはり期限があるようであり、内部の経営者層による協議に入るということで協議の継続はしばらく待ってほしいというような話があったため、今現在交渉が継続していない状況である。近々何かしらの結果が示されると見込んでいる。長くなったが、説明は以上になる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件8、第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画について、 市側の説明を求める。

河島保険年金課長 国民健康保険データヘルス計画についてである。データヘルス計画は、 平成25年に閣議決定された国の成長戦略、日本再興戦略において、レセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画として、本計画の作成公表、事業実施評価の取り組みを求めるとともに、市区町村国保が同様の取り組みを行うことを推進すると示されたことによるものになる。多摩市国民健康保険では平成28年度から本計画を策定し、令和6年度から第3期目の計画を策定したのでご報告する。時間も 限られているので、本協議会資料と概要版で説明をする。

まず資料の項番 2、これまでの経過については、恐縮であるがお読み取りいただければと思う。なお、1月にパブリックコメントを実施したが、 意見等はなかった。

項番3、計画の概要である。計画の目的は、国保被保険者の健康課題を明確にし、被保険者の健康保持増進を図り、医療費適正化に貢献するとともに、本市における健幸まちづくりの取り組みを下支えすることである。計画期間は6年間となっている。こちらについては、法定計画である特定健診等実施計画と一体的に策定できるようになった。多摩市国民健康保険も第4期特定健診等実施計画と一体的に策定をした。

第2期の評価としては、計画の概要版をご覧願う。右側に評価があるが、 多摩市国民健康保険の被保険者の健康状態は比較的良好である。計画本体に詳細は記載をしている。個別事業への評価、2つ目の黒丸、グラフの下のところになる。評価①、⑤となっている。①の検診の受診率については、こちらに記載はないが、令和4年度で48.8%になる。40歳~50歳代の受診率、特に男性の受診率が20%台で推移している。50歳代後半でようやく30%台に入る。65歳以上になると、男女差は小さくなってくる。

次に、概要版の多摩市国保被保険者の現状の疾病状況をご覧願う。 2ページ目になる。医療費については、がんと関節疾患のほか、生活習慣病と呼ばれている血圧、コレステロール、血糖の関係が入っている。こちらをご自身でどうコントロールしていくかを課題として捉えている。

協議会資料に戻っていただいて、2ページ目の最初、計画のポイント(分析結果に基づく健康課題)のところになる。まず、40歳~50歳代の健康意識の向上になる。項番4の計画のポイント、黒丸の2番目の2行目である。現役世代の生活習慣病の把握が遅れると、60歳代以降に影響が深刻になる場合がある。そのため、健康意識の向上、検診受診の習慣化が必要であると捉えている。また、②生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けた取り組みが医療費適正化の観点からも必要である。

概要版に戻っていただいて、第3期計画の個別事業の計画はご覧のとお

りとなっているが、保険年金課が実施する事業は項番1~6となっている。 様々な取り組みの軸となるのが特定健診の結果になる。計画本体に書かれ ているが、令和6年度52%、令和7年度55%とし、本計画の最終年度、 令和11年度には国の目標である60%以上と設定している。加えて生活 習慣病発症を未然に防ぐ特定保健指導の実施率向上、そして適切に医療機 関につなぎ、早期発見治療につなげていく健診異常値放置者受診勧奨を重 点項目として設定している。その他事業についても、被保険者の健康の保 持増進のほか、医療費適正化、国保財政の安定化という視点からも、しっ かり取り組んでいきたいと考えている。手短ではあるが、説明は以上とな る。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

- 池田(桂)委員 資料の中で、統合失調症の方やうつを発症されている方の医療費もそれ なりに多いかと思ったが、その辺を計画の中に何かしら反映されているの か。
- 河島保険年金課長 そういった方は、こちらからのアプローチは非常に難しいので、相談 があれば適切に関係機関につなぐといったフォローはしていきたいと考え ている。
- きりき委員 先ほどのご説明でパブリックコメントに関しては何もなかったというお話であるが、一般的にパブリックコメントは30日以上期間を設定するものだと思うが、今回満たなかったと思うので、その理由を伺いたいと思う。
- 河島保険年金課長 全体のスケジュールの中で、分析と国民健康保険運営協議会の関係から30日に満たなかったということはある。スケジュールの関係で申しわけなかったと思っている。
- きりき委員 スケジュール的な問題が出てくるのはしようがないかと思うが、市民に 開かれた市政を実現するために、手続的なところというのはしっかりと注 力したほうがいいかと思うので、パブリックコメント期間が長かったから 来るかどうかというのはまた別であるが、しっかりと期間を確保できるようなスケジュールで進めていただくようお願いしておく。
- 河島保険年金課長 今後そのようなスケジュール管理をしっかりやっていきたいと思って いる。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件9、多摩市国民健康保険税条例の制定について、市側 の説明を求める。

河島保険年金課長 それでは、国民健康保険税条例の改正についてご説明する。常任委員会でご審査いただいた税率とは別に、地方税法の改正に伴い、2点、多摩市国民健康保険税条例改正を予定している。地方税法等の一部を改正する法律が現在開会中の国会で審議中であり、かつ令和6年度課税に当たり本年4月1日から適用になるものがあるため、多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じている。ついては、国会で可決し法律が公布されたら、地方自治法第179条の規定に基づき、令和6年3月31日付で専決処分させていただくことについてあらかじめご報告をさせていただきたいと考えている。

まず1点目、課税限度額の見直しになる。課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯の割合状況を考慮し、法律の改正に合わせて後期高齢者支援金等分を2万円引き上げることを予定している。医療分、後期高齢者支援金等分、介護分合わせて限度額は106万円となる。

課税限度額引き上げに伴い影響する所得金額の表をご覧願う。時間の関係もあるので世帯人数1人のところのみ説明する。所得が1,101万円を超えると、現行の後期支援分が22万円を超え、合計104万円を超えていく。そして1,207万円を超えた場合、後期支援分は24万円、合計106万円で、これ以上課税されることはないことになる。ちなみに40歳未満の場合は介護分が賦課されないので限度額は89万円となることになる。

続いて、2点目、均等割軽減判定基準額の見直しになる。資料の2ページ目になる。現行の5割と2割軽減の判定金額をそれぞれ引き上げる。影響する所得金額は表のとおりとなっている。改正となった場合、あくまで

も今年度ベースになるが新たに125世帯が軽減の対象となり、約214万円の減収となる。課税限度額と軽減判定額共に改正した場合、今年度ベースで試算すると309万円の増加となる。簡単であるが、説明は以上となる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 説明の中では、専決処分をするというお話である。日程的にそういうことがあるのは致し方ないかと思うが、開会中に、その最終日3月28日にまだ一応間に合うスケジュールに現段階ではあるので、この段階で専決処分すると言われてしまうと、さすがにこちらとしても困ってしまう。専決処分になってしまうのはしようがない。ただ、今の段階では、間に合うようであれば正式に上程していただくという形にするのが本来のあり方かと思うので、現段階で専決処分にするというような説明よりは、このままだとそうなる可能性があるぐらいの説明でよいのではないかと思うが、いかがか。

本多保健医療政策担当部長 今の国会で審議されている日程が、参議院で受理されたのが令和6年3月2日で、3月上旬に審議がスタートしている。去年同じような地方税法の改正があったが、去年は2月の下旬で、最終的に可決されたのが3月28日だった。今年はそれよりも遅く参議院に送っているので、もしかしたらその可決されるのが多摩市議会の会期が終わった後になる可能性があるので、そうなった場合を想定すると、場合によっては先ほどご説明したようなことが想定されるので、そのときはよろしくお願いする。説明が舌足らずで申しわけない。

藤原委員長ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件10、後期高齢者医療保険料の最終案について、市側 の説明を求める。

河島保険年金課長 それでは、後期高齢者医療保険料の件について説明をする。75歳以上の方が加入している後期高齢者医療保険の保険料は、この根拠法令である高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、医療

費や現役世代の人数のバランスなどを考慮し2年に一度改定される。令和6年度・7年度の保険料の最終案について説明する。12月の本協議会で、資料の表にある算定案のところをご報告させていただいた。今回最終案ということで、算定案の右側になる。

まず2年間の1人当たりの平均保険料は11万1,356円となり、令和4年度・5年度と比較して6,514円、6.2%の増となる。均等割については4万7,300円で、900円、1.9%の増になる。

次に、所得割であるが、表を見ていただいたとおり、令和6年度については制度改正の影響の有無により所得に応じて2パターンある。制度改正というのは、表の外にある米印の2番目、出産育児一時金の支援については東京都後期高齢者医療広域連合全体で2年間で22.8億円を見込んでいる。1人当たりの年間保険料への影響は641円の試算となっている。

表に戻って、令和6年度は、地方税法旧ただし書所得、前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額になるが、58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%の2段階となる。これは制度改正での影響を段階的にするためとなっている。令和7年度は一律の所得割率が適用され、9.67%となる。

なお、旧ただし書所得が58万円以下の方の所得割率8.78%は、令和4年度・5年度と比較してマイナス0.71ポイントとなっている。これは令和4年度・5年度の広域連合剰余金の計上が187万円であったところ、令和6年度は260億円を計上したことが大きく影響しているところである。表の下、米印の最初のところ、特別対策等の所要額は東京都全体2か年で219億円となる。多摩市の負担は令和6年度当初予算で1億4,861万6,000円を計上している。

なお、令和6・7年度の保険料率算定では、保険料増加抑制特別対策を継続していくこととしている。こちらについては、(3) 広域連合規約についてである。こちらは、特別対策を継続するための規約の変更を行うものだった。資料の提出日の関係で、最後のところに「3月議会において規約の承認をしていただく必要がある」と書いてあるが、既に3月5日の本会議でご同意をいただいているものになる。

参考のところをご覧願う。年金収入別の保険料比較を掲載している。年金収入額が153万円の方は、均等割でかつ7割軽減となるので影響額は200円。200万円の方は、所得47万円で所得割額が4万1,266円、均等割2割軽減で3万7,840円で、10円単位を切り捨て7万9,100円となる。あとは時間の関係もあるので、説明は恐縮であるが省略する。

これについては、3月9日、東京都後期高齢者医療広域連合が発行している「東京いきいき通信」に概要が掲載されている。また、本市としては、たま広報5月20日号でもご案内する予定となっている。説明は以上となる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件11、後期高齢者医療特別会計における消費税の申告 について、市側の説明を求める。

河島保険年金課長 それでは、消費税の申告について説明をする。昨年5月に東京都後期 高齢者医療広域連合経由で、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者 医療特別会計で東京都後期高齢者医療広域連合からの事業の費用を受け入 れる場合、消費税の申告の対象となる通知が厚生労働省からあった。経過 の3行目に「委託費」と書いてあるが、予算書では「受託事業収入」とな っているところである。本市の後期高齢者医療特別会計が、民間の受託事 業者と同じ扱いで、消費税申告の対象となることになる。

それはなぜかということだが、消費税法第60条第6項には、国や地方公共団体の一般会計は、仕入れ税額控除の特例として、課税期間の課税標準額に対する消費税額と課税仕入れ等に係る消費税額、その他の控除することができる消費税額の合計額は同額であるとみなされる規定となっている。簡単に言ってしまうと、プラスマイナスゼロとみなされて申告義務が免除されていることになる。特別会計については、特定の特別会計には免除の記載があるが、後期高齢者医療特別会計や国民健康保険特別会計には免除に当たる項目がないため、都道府県の広域連合が国に問い合せをした

そうである。そこで昨年5月、国の通知が出たところである。

なお、申告義務は課税売上額が1,000万円を超える場合となっている。 後期高齢者の保健事業について、市区町村によっては衛生部門、本市で言うと健康推進課で担っている場合、一般会計に受託事業収入を入れているので、その市区町村は申告義務がない。そして、小規模の町村などは、受託事業収入が1,000万円に満たないため申告義務はなく、全ての市区町村に申告義務があるわけではない。本市は1,000万円を超えているので、2のとおり日野税務署への相談や他自治体の対応状況などを調査し、令和4年度分について令和6年2月に申告を行った。また、時効となった年度を除く平成30年度から令和3年度分及び令和5年度分については、本年4月以降に順次申告を行う予定である。なお、令和4年度分については、概算で630万円還付の見込みとなっている。

他市の状況では、近隣市ではそもそも一般会計に入れているところがあるし、多摩市より早く申告を済ませたところもある。これから税務署に相談する、庁内での対応を協議中など、対応は様々となっている。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 延滞金の対象になるかどうか確認をお願いする。

河島保険年金課長 課税となった場合は、申告の加算税等、延滞金の対象となる場合はある。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

藤原委員長休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会案件12、第2期多摩市自殺対策推進計画の策定について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、12番目、第2期多摩市自殺対策推進計画の策定について ご説明をさせていただく。資料は3点ある。1点目は、計画の策定について、計画の位置づけや概要を記載しておるものである。2点目は、第2期 多摩市自殺対策推進計画~こころといのちのサポートプラン~である。 3点目の資料は、そちらの計画の概要版をつけさせていただいている。今 回説明には、1点目の計画の策定についての資料と、3点目の概要版で主 にご説明をさせていただければと思う。

最初に、1点目の資料の項目1の計画の位置づけをご覧願う。本計画は 平成28年に改正された自殺対策基本法に基づいて、当市では平成31年 3月に第1期計画として、いのちとこころのサポートプランを策定してい る。今年度計画の改定時期となったので、第2期計画を策定した。具体的 には資料3点目の概要版をご覧願う。計画の策定の目的や位置づけは、こ ちらに記載のとおりである。基本の施策と重点施策について、簡単である がご説明をさせていただく。

第2期計画については、6つの基本施策と5つの重点施策を掲げさせていただいている。今回の計画の特徴としては、重点施策に関しては、地域自殺実態プロファイルに基づいて国から示された4つの重点施策、項目2番から5番の内容であるが、そこに市独自として子ども・若者向けの自殺対策を推進していくということで、一番に子ども・若者を加えさせていただき、5つの重点施策とさせていただいている。そちらに加えて生きる支援関連施策を実施させていただく。

計画の推進体制であるが、こちら白丸を3つ書いているところであるが、 国や都の目標値と合わせて、平成27年の自殺死亡率から30%減少の目標値を設定させていただく。また、基本施策・重点施策の各施策については、評価指標を今回入れさせていただいた。計画の進捗については、これまで多摩市自殺対策庁内連絡会として進捗管理の取り組みを推進してきたところであるが、令和6年度からは新たに「多摩市自殺対策連絡会」という名称を変更し、庁外の関係者も招集しながら取り組みを進めていきたいと考えている。

最後になるが、自殺に関しては、その多くが本当に追い込まれた末の死

ということである。適切な相談窓口につなぐことが非常に重要なことと認識しているところである。本計画に基づいて取り組みを計画的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない多摩市の実現を目指して引き続き自殺対策に取り組んでいきたいと思う。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 アンケートの中でもゲートキーパーの認知度が低いというところが気に なるところではある。ゲートキーパーを市民の皆様に周知するような方法 を何か考えておられるのか。

松崎福祉総務課長 言われるアンケート調査の結果で、ゲートキーパーは私たちが想定している以上に認知度が低かったという受け止めをしているところである。これについては、知っているであろうという体制ではなく、知っていないかもしれないというスタンスに立って、引き続き周知を続けていきたいと思っている。1点目は、市民向けにユーチューブでゲートキーパーの研修の動画を公開しているので、折に触れてそちらの周知をしていきたいと思っているし、関係者に向けても専門分野のゲートキーパーの研修を実施しているので、そこは引き続き広げていきたいと思っているところである。したがって、まさにもう知っているだろうではなく、まだまだ知られていないというスタンスに立ちながら取り組んでいきたいと思う。

池田(桂)委員 例えば小・中学校や市内の医療機関にもゲートキーパーの方がいろいろ な相談に乗ってくれるというアピールを今後考えておられるのか。

松崎福祉総務課長 小・中学生の皆様に関しては、今タブレットで小・中学校向けの相談をしてもいいのだという発信をさせていただいているので、そういった機会を通じながら取り組んでいきたいと思う。また、医療関係については、先ほどの自殺対策庁内連絡会から次年度からは庁外の関係者お呼びしてということで、多摩中央警察署や南多摩保健所、そこに加えて医療機関の方をお願いして、主に未遂者支援の対策であるが、検討を進めていきたいと思っている。そういった場で周知啓発にご協力いただけるようお願いしていきたいと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件13、生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況 について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、13番目の生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況に ついて報告する。資料をご覧願う。

> まず最初に、しごと・くらしサポートステーションの相談状況であるが、 令和5年度2月15日時点の状況になるが、新規相談の受付件数223件 となっている。令和4年度とおおむね同じような状況で推移していくかと いうところである。相談延べ件数についても、これまでの状況と比較して、 コロナ禍で本当に非常に多かったが、令和4年度・5年度と全体に相談件 数が落ち着いてきているところである。各相談件数については、こちらの 資料をご覧願う。

> 続いて2ページ目、月ごとの内容別新規相談件数であるが、こちらに関しては、傾向として一番多く寄せられている相談に関しては、収入や生活費のことが今年度も昨年度と同様に件数としては一番多くなってきているところである。それ以外については、住まいのご相談も引き続き多くなっているところであるが、昨年度よりは住まいに関するご相談が減少してきているような傾向である。それ以外は少ないながら満遍なくご相談が寄せられているような状況である。引き続き丁寧な相談に取り組んでいきたいと思う。

次のページ、住居確保給付金に関しては、コロナ禍から様々な要件の見直しが行われて実施してきているところであるが、一定程度ここで昨年度来落ち着きを見せていて、相談件数は減少傾向にあるところである。

4ページ目も同様に、内訳を記させていただくが、こちらはご覧いただければと思う。

5ページ目の参考ということで、多摩市社会福祉協議会生活福祉資金特例貸付の償還状況について資料を載せさせていただいているが、償還免除の取り組みに関しては、引き続き社会福祉協議会と連携しながら、相談の必要性がある場合はしごと・くらしサポートステーションと連携しながら対応に当たっているところである。

そして、最終ページにある。こちらは参考として載せさせていただいた。 現在東京都の議会で審議を進めているところであるが、東京都で物価高騰 対策臨時くらし応援事業を実施する方向で今審議されている。こちらに関 しては、概要のところにあるが、物価高騰の影響を特に大きく受けている 住民税課税世帯等の不安を和らげるために、緊急対策として1世帯当たり 1万円分の商品券等を送付するものである。こちらは東京都の主体事業と なる。市は、東京都の事業に協力する形で、対象者の方々の情報提供を今 後行っていくような取り組みになるかと思われる。現在まだ審議中で、私 ども詳細な事務手続等はまだわからないところであるが、こちらの事業を 来年度実施していく方向になるかと予定しているところである。説明は以 上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 生活困窮者等自立相談支援事業は、市民の方にはあまり周知されていないようなイメージがあるが、ご自分で何か調べてこういった事業を使いたい、このサービスを使いたいという感じで来られる方が多いのか。

松崎福祉総務課長 具体的にどちらで知ったのか、それぞれの方に具体のアンケートを実施しているわけではないのでデータとして把握しているものではないが、想定としては、別の何かのきっかけで相談機関に相談してしごと・くらしサポートステーションをご案内されて伺う方、あとはご自身でしごと・くらしサポートステーションを直接相談先として行かれる方、その2つに分かれるのではないかと思う。

池田(桂)委員 今後、何かアンケートを取られる予定はあるのか。

松崎福祉総務課長 現在そのような想定はしていないところであるが、しごと・くらしサポートステーションの担当者の方にどういう状況なのか、毎月定例会も実施しているので、その中で伺っていきたいと思う。

藤條委員 最後の物価高騰対策臨時くらし応援事業というのは、今回初めてなのか。 松崎福祉総務課長 参考資料としてつけさせていただいたものは、今回東京都で出されて きているもので、初めてのものになる。昨年度お米クーポン券の配布を東 京都で実施している。そちらの内容が今度はこのようなくらし応援事業で 実施されるのではないかと捉えているところであるが、この事業自体は初 めてのものと考える。

藤條委員 結構選挙のタイミングとリンクしているかと思うが、申し込みがあって、 商品券送付という話であるが、申し込みされない場合は送付されないこと になるのか。申請ベースなのか。

松崎福祉総務課長 基本申請に基づくものだと思われるが、制度の詳細は、申しわけない が私どももそこまで承知しかねるので、また詳しいことがわかったら情報 提供できればと思う。

藤原委員長ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件14、「第2回多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の実績及び今後の給付金の概要について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 では、14番目、「第2回多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の実績及び今後の給付金の概要について報告させていただく。

まず1点目、第2回多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金、こちらは給付額7万円のものである。せんだって昨年の12月に補正で計上させていただき、支給事務を進めてきているところである。こちらについては2月27日時点での支給状況の報告であるが、一番下の(7)をご覧願う。支給通知書、こちらはプッシュ型で支給を行っているものであるが、99.5%の支給率となっている。確認書、申請書に関してはこのような状況になっているが、未申告の方々を含んでの対応となるので、支給に関してはどうしても低くなっているような傾向である。こちらについては、3月15日、先週の金曜日で申請の受け付けは終了しているところである。あとは申請された皆様方に滞りなく支給の事務を実施していきたいと考えている。

続いて2ページ目、今後の予定である。こちらは今回3月議会の初日補正もさせていただいているが、趣旨としては物価高騰対策やデフレ脱却のための一時的な措置として、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づいて、まず先ほどご報告した7万円の給付金の実施をしているところである。そして(2)に事業内容と実

施時期を記載させていただいているが、(2)として、表の中の2番という項目、初日補正させていただいた令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付、それから子ども加算の給付について、現在支給に向けた取り組みを進めているところである。次年度に入って、3番という数字になるが、令和6年度から新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯の給付、そこにひもづいた子ども加算の給付ということで、令和6年度に改めて補正をさせていただく予定である。そして4番目として調整給付。こちらは定額減税が来年度実施される予定であるが、定額減税の可能額が課税額を上回るということで4万円の定額減税に満たない減税額になった場合に調整給付という形で給付を実施する。こういった一連の取り組みを次年度を含めて実施していきたいと思う。こちら下の資料の図は、国で出していただいた資料を添付させていただいている。幾つかカテゴリーごとに順次実施していくような状況であるので、こちらをご覧いただければと思う。

3ページ目、3番目、3月議会で初日補正を実施させていただいた。低所得者支援及び定額減税の不足給付金という名称で、均等割のみ課税世帯に10万円の給付の実施をさせていただく。こちらは現在事務を進めているところである。対象者の方には、まずプッシュ型の支給ということで現在通知書を既に発送させていただいているところである。対象世帯数はこちらに記載のとおりである。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

引き続き、協議会案件15、第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画(令和6年~8年度)について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明させていただく。令和5年12月の健康福祉常任委員会で素案について報告させていただき、その後パブリックコメントと市民説明会を経て計画策定したのでご報告する。資料は6つ出しているが、3つ目の概要版で説明させていただく。横判のものである。

左側の下に、計画の基本的な考え方(第3部)が書いてある。この中に

基本理念・基本目標が書いてあるが、基本理念については「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくり」としている。 基本目標①は健康寿命を延伸する、基本目標②が安心して暮らせるしくみを強化する、基本目標③介護保険サービスを適切に利用できる環境整備するとしている。

概要版の右側は前回と特に変わっていない。

次のページに行って、左側に高齢者施策の推進(第4部)と書いてある。 第1章のところには4つの項目を設けており、その右側に星がついている のが重点項目になっている。1の(3)のところが、地域における介護予 防活動のさらなる推進、それから、2の(2)日常生活を支援する体制の 整備が重点となる。

第2章については6つの項目を設けており、右側、1の(2)が地域包括支援センターの機能強化、次の2の(1)が認知症高齢者の支援の中の普及啓発・本人発信支援、それから(3)の医療・ケア・介護サービス・介護者への支援である。それから、5番目の在宅医療のところでは、5の(1)在宅医療・介護連携の推進というところに重点を付けている。

第3章については4つの項目を設けており、3番目の(2)地域密着型サービスの整備、それから4番目介護保険事業の運営の中の(3)介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等、(5)介護給付適正化の推進等、こちらについて重点的に施策を実施していこうかと考えている。

このページの右側については保険料であるが、本日初めに説明している ので割愛させていただく。

パブリックコメントと市民説明会については、資料の4番目、5番目に書いてある。詳細は割愛させていただくが、パブリックコメントでは提出者が10名で15件のご意見をいただいた。市民説明会は2回実施し、延べ7名の方に参加していただいて9件のご意見をいただいている。これらのパブリックコメントや市民説明会を受けて素案から特に大きく内容を変更したところはない。

今回の第9期の計画のポイントとしては、まず1つ目がデジタルディバイド対策を明記したところ、アドバンスケアプランニングACPについて

コラムも含めて記載したところ、地域包括支援センターの機能強化、出張 相談で相談しやすい体制づくりにしていくというところ、認知症施策につ いて特に厚く記載している。それから、介護保険料の改定について書いて ある。説明は以上になる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 今さらこのようなことを聞いてよいのかとも思うが、基本目標①健幸寿命を延伸するというのがあり、この健幸寿命は多摩市の健幸まちづくりで使う健幸の「幸」を使っているが、一般的な健康寿命は簡単に言えば寝たきりにならないとかそのようなニュアンスで使われることが多いと思う。多摩市の言う健幸の「幸」は、それぞれのライフステージに合ったという話で、例えば寝たきりになってもその人なりの生き方や幸せがあるというのが多摩市の健幸かと思うので、この「けんこう寿命」に「幸」を使ってしまうと意味合いがわからなくなってしまうのではないかと思うが、その辺りをどのように整理されるのか伺う。

五味田高齢支援課長 基本目標①のところに健幸の「幸」という字を使ったのは、第六次 多摩市総合計画の中でも健幸まちづくりについて進めているということと、 介護予防の推進や地域交流の推進、健康寿命の延伸につながるような意味 合いを込めて設定したが、健康と幸せというところは多摩市でも今進めて いるところであるので、この字を使わせていただいた。

きりき委員 例えば一般に言う「健康寿命」は寝たきりにならないようにしようということであり、多摩市の言う「健幸」は寝たきりになってもその人らしい生きがいを持ってということだと思うので、この「けんこう」の意味が違うと「けんこう寿命」の意味も変わってきてしまう。ここはその言葉を使いたいという課長の思いはわかるが、これを使うことによって「けんこう寿命」が一般で言う「健康寿命」と違うようになってきて、では、寝たきりでもよいのかということになってしまうのではないかと思うので、ここは本来だったら使い分けたほうがよかったのではないかと思う。

その辺で、多摩市がやりたいという健幸まちづくりの施策は理解するが、 ここまでやってしまうと計画の内容がぶれぶれで、人によって捉え方が変 わってしまうと計画の意味があるのかと思ってしまうわけである。もう少 し言葉を慎重にというか、本来ある定義や意味合いを大事にしたいのであれば、あえてこういった造語のようなものを使うのではなく、皆できちんと共有できる、共通理解ができるような言葉を使うことを考えたほうがよいのではないかと思うわけであるが、いかがか。

伊藤健康福祉部長 言われるようなところで、この「けんこう」の「こう」にどのような 字を使うかというのは、内部でも多くの議論があったところである。ご承 知のようにこちらは多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画になっている。ご存じのところと思うが、介護保険というのは地方分権の試金石と言われる中で、保険料も自治体ごとに保険料を決めるようなところもある。言われるように全国的には「けんこう寿命」はヘルスのほうの「健康寿命」かと思うが、これはまさしく多摩市の高齢者保健福祉計画であるので、ここは多摩市も先ほど五味田課長が申し上げた第六次多摩市総合計画をもとにして「けんこう」の「こう」の字には「幸」を使わせていただくというところでご理解をいただければと思う。当然データ関係やいわゆる 医療保険、国民健康保険の健康寿命の取り組みや保健所の調査等の基本的なところはヘルスのほうの「健康寿命」を使わせていただくが、この高齢者保健福祉計画については、本市のオリジナルというところで「けんこう」の「こう」の字には「幸」を使わせていただくということである。

きりき委員 言われたいことはわかったし、ここはあまり長く議論してもしようがないと思うので最後にするが、そうすると最終的に多摩市の基本目標①にある健幸寿命を延伸するというのは、寝たきりになっても生活できる環境をつくるという話なのか、寝たきりにならないような予防をしていくという一般的な意味なのか、その辺りはどのように整理されるのかを伺って終わりにしたいと思う。

伊藤健康福祉部長 基本的には当然寝たきりにならないような取り組みというところがある。こちらの計画の中でもいわゆる健康二次被害を防ぐというところと介護予防の取り組みに取り組んでいるが、健幸まちづくりを考えると、例えばいわゆる介護予防に取り組んだり一生懸命病気にならないような努力をしたとしても、様々な要因で病気になってしまう、あるいはけがや不慮の事故が必ず起こるようなこともあるので、そうしたことも含めながら、ご

自身が生きていく上で、ご自身が健康と思えるような状態を多摩市として は応援していく、支援をしていくというところがこちらの計画の主な柱立 てになっているということでご理解いただければと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件16、介護保険・障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 では、協議会資料16をご覧願う。介護保険・障害福祉サービス事業 所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績についてご報告をさせていただ く。

本件については、原油価格や物価の高騰により、高齢者・障がい者(児)へのサービス提供を行う事業所に係る運営経費の増大が生じている状況を踏まえ、市内サービス事業所への物価高騰等対策支援給付金事業を実施することで、高齢者・障がい者の方が地域で安心して生活を送るための環境整備を行うものになる。

資料の(3)事業内容のところを見ていただければと思う。こちらの事業を昨年度も実施したところであるが、昨年度と内容としては大きく変わっていないが、金額については社会情勢や対象期間を踏まえ前年度から増額しているような形になる。基本部分のところで、全事業所類型を対象とし、給付金額は訪問系、相談系、短期入所が1事業者当たり8万円、通所系が1事業者当たり25万円、入所施設が1施設当たり160万円、グループホームが1事業所当たり30万円となっている。また、食料価格高騰対策分については、入所(居)系事業所が1定員当たり1万2,000円、通所系事業所が1定員当たり4,500円という形になる。

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に おける「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用予定 という形になっている。

給付実績についてであるが、基本的には1月末までで終了しているので、 こちらは確定値という形になる。介護保険事業所が71法人156事業所 で5,533万5,500円、執行率が91%となっている。障害福祉サービス事業所等については、56法人95事業所で2,270万3,500円、執行率は59%となっている。障害福祉サービス事業所の執行率が低い要因であるが、こちら東京都で同様の給付金を行っているところで、対処のタイミングや金額を踏まえ、東京都の制度を選択したところが多かったのではないかと想定しているところである。説明としては以上となる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 今回一般質問でも少し触れたが、介護保険と障害福祉サービスの報酬改定が4月に行われ、あまり金額が上がらず場合によっては下がっている、しかも物価が高騰している中で、事業者としてはかなり経営が苦しいというのをよく聞くところである。当初予算の案を見たときに、子育て系のものに関しては物価高騰の対策給付金があったと思う。この介護や福祉に関しては記載がなかったかと思うが、来年度以降の方向性について伺いたいと思う。

平松障害福祉課長 来年度以降の方向性ということであるが、もともとこの物価高騰等対策支援給付金については、本来報酬改定で対応すべきものができていないという状況の中で、市町村でそれをカバーするような立て付けで実施していたところである。今回一応報酬改定でその部分に対応しているということで今回予算には上げていないところにはなるが、様々なご意見をいただいているような状況になるので、今後国の交付金や情勢を踏まえて検討していきたいと思っている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17番、(仮称)多摩市手話言語条例の策定進捗について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 手話言語条例の策定進捗というところで、資料は協議会資料の17を ご覧いただければと思う。17は2つに分かれているが、1つ目からであ るが、まずは手話言語条例の策定進捗というところである。令和6年度の 制定に向けて、検討会を令和5年10月4日、あとは令和6年2月13日 に実施したところである。また、市民アンケートを10月13日から1か月ほどかけて実施したというところを踏まえ、本日報告をさせていただければと思う。市民アンケート調査結果は後ほど説明させていただくが、今後のスケジュールについては、本常任委員会で報告をさせていただいた後、来年度検討委員会で6月、8月と条例素案、制定後の取り組みについて検討するというところと、9月議会で条例素案を説明させていただきたいと思っている。またパブリックコメントを9月頃実施し、そうしたところを受けて10月に再度検討委員会で条例議案を検討する。そして12月議会に上程させていただき、4月から条例施行ということで予定しているところである。3月には理解促進イベントの開催を予定しているような形である。

アンケートの内容については、もう一つの資料を見ていただければと思う。市民アンケートについては、根本的に無作為抽出の市民の方については、1,000人にお送りさせていただき、回収率が44.2%だった。意思疎通支援事業利用者向けアンケートということで手話通訳や要約筆記を利用している方向けには114人に送らせていただき、回収率が50%という形だった。市の登録手話通訳者の方向けのアンケートとしては、36人に送付して77.8%。手話サークル「クローバー」の会員の方向けに、通訳者を除くが、51人に送って35人、68.6%という結果になったところである。

内容は、少し抜粋したもので資料をつけさせていただいているが、見ていただくと、手話というコミュニケーションをしているかについては認知度が95.9%、手話は言語であることを知っているかという質問には87.6%の方が知っていると答えているような形になる。少し補足であるが、手話というところについては、ドラマ等いろいろな影響があるかと思うが認知度としては高くなっているかと感じるところであるが、単純に言語であることを知っているかという質問になるので、87.6%という数字ではあるが、本当にそれが言語であることにどのように生活に影響するのか、その現場についての認識や理解度、解釈については捉え方に差があると考えており、この単純な質問をうのみにしないで政策を考えなくてはい

けないのではないかと思っている。

そのほか、手話に関心がある方は46.8%、あとはその他であるが、4ページ、実際の当事者の方にコミュニケーション上の配慮について、満足、不満足といったところになるが、公共交通機関は利用頻度を考えて不満という声が多かったところである。

また、5ページのコミュニケーション上配慮してほしいというところでは、ろう者のことを知ってほしいというのが68.4%と高かった。手話言語条例を制定するだけではなく、ろう者の方に対する障害理解といったところを高めていく必要があるかと、アンケートから考えているところである。ほかの部分は省略させていただいて、説明は以上とさせていただく。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員

少し細かい話になって恐縮であるが、手話というか要はろう者の方への 配慮ということで先日聞かれたのが、例えばコミュニティセンターで映画 の鑑賞会をするときに、字幕つきのものでなければいけないのか、そうい う配慮をする必要が出てくるのかと聞かれて、なかなか難しい質問だなと 思って答えに困ったのであるが、そういう市民の方で、この条例を制定し ていくに当たって負担になる部分も出てくるのではないかという不安を抱 えておられる方もいるようで、その辺りについて市のお考えを聞かせてい ただければと思う。

平松障害福祉課長 今いただいた内容であるが、字幕という話になると、同じような相談が障害福祉課にも寄せられたことがある。字幕があったほうがよいかと言われればやはりあったほうがよいということにはなるが、手話を使用されている方は字幕があるからといって全てわかるわけではないという現状も一方である。障害者差別への対応、合理的配慮についてはもちろんできる限り行っていく必要がありながらも、その費用面や、実際に字幕となると契約主体が変わってくることもあるので、そういったところも踏まえて、可能な範囲で建設的対話をしながら対応していくことになる。一律に何か明確なルールを決めるというよりは、場面場面に応じてそれぞれ対話をしながら対応していく必要があるかと考えているところである。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件18、「多摩市障がい者(児)福祉計画」の策定について、市 側の説明を求める。

平松障害福祉課長 協議会資料の18は内容が多くなっているので、抜粋して説明をさせていただければと思う。まずは1つ目のかがみ文の資料、「多摩市障がい者(児)福祉計画」の策定についてという資料をご覧願う。

今回の計画については、多摩市障がい者(児)福祉計画という名称をつけている。こちらは、第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画と多摩市障がい者基本計画を統合した名称ということで、協議会で議論して決めたところになる。この障がい者(児)福祉計画の中に、それぞれ障がい者基本計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画が含まれるような立て付けになっている。計画期間は6年間という形になるが、障害福祉計画・障がい児福祉計画の該当箇所は3年間となるので、3年後に一部改定が必要になるという形になる。

これまでの経緯というところで主な検討結果をご覧いただければと思う。まずは福祉に関するアンケート調査と事業者アンケート調査を7月~8月で実施したところである。そのほか庁内委員会で4回、自立支援協議会で8回、その下部組織である権利擁護専門部会で5回協議を実施し、パブリックコメントについては12月20日~1月10日の間実施させていただき、10名から30件のご意見をいただいたところである。意思疎通支援事業、あとは先ほどの指標についてわかりにくいといったようなご意見をいただき、それぞれ反映をさせていただいたところである。

今後の予定としては、令和6年4月から、計画本編(ルビあり版、ルビなし版)、概要版、あとは知的障害のある方向けのわかりやすい版を公表していく。点字版、音声版については、作成に時間がかかるので順次作成・公表の予定となっている。

内容については概要版で説明させていただければと思う。ピンク色の表 紙の資料を、資料3になるが、ご覧いただければ思う。恐縮であるが概要 版で説明させていただく。 表紙については、委託事業者からのものと、あとは上段の真ん中のところに実際の当事者の方が描いた絵をいただいたので、そちらを統合して表紙を作成させていただいた形になる。

次のページでは、第2章は基本的なところ、第3章のところで、取り巻く状況、現状と課題について書かせていただいている。多摩市の状況と課題というところでは、障がい者の増加、本人・家族の高齢化、障害の重度化、親亡き後の生活への支援体制の構築などが課題であること、また医療技術の進歩、障害の認知の社会的広がり、ライフスタイルの変化等に伴って支援ニーズの多様化への対応が必要となっていることを記載させていただいている。

第4章はそれぞれ基本理念・基本方針・施策の展開というところであり、 大きくは変わってないところであるが、自立支援協議会や権利擁護専門部会、その他関係団体の方のご意見等を踏まえ、文言修正等をしているところである。基本理念は、要は障害により分け隔てられることなく、障がい者の人権が尊重され、誰もが支え合いながら安心していきいきと暮らせるまちづくりということで、基本方針は、障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること、地域の中で自立していきいきと暮らすこと、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることとなっている。

4ページにそれぞれの施策の方向性を記載させていただいているが、枠 組み自体は前回と大きく変わっていない。特にご意見が多かったところで は、人材育成にかなり苦しんだというようなご意見をいただいた。あとは 教育についても非常に多くのご意見をいただき、障がいのある方の関心も 非常に高かったというところをそれぞれ反映させていただいたような形に なる。

下のページ番号5ページ、第5章、国の基本方針に基づく成果目標については、こちらは国で指定している基本方針が出ており、それに基づいて成果目標をそれぞれ記載させたような形になる。

次の各サービスの見込み量についても、それぞれ国の出しているものに 基づいてサービスの見込み量を設定している。全般としては、基本的に増 あるいは維持という数値になっており、それぞれ事業者アンケート、卒業 生の今後の推移の予定、あとはこれまでの実績値、また今後の施策を踏ま えて数値等を決め、それぞれの会議、自立支援協議会、パブリックコメン トの内容を反映させていただいて作成したような形の内容になる。

最後の第6章については、計画を推進するためにということでPDCA サイクルの話になっているという形になる。簡単であるが、説明は以上と なる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 概要版の1ページのところを見たら、上にある「計画の概要」の下、「本 計画は、多摩市障がい者基本計画」の後、「第7多摩市障害福祉計画」とな っていて、第7期の「期」が抜けているかと思う。その辺りを確認してい ただければと思う。

平松障害福祉課長 そこは修正して出したいと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件19、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して 暮らすことができるまちづくり条例」に関する取り組み状況について、市 側の説明を求める。

平松障害福祉課長 では、協議会資料19の資料をご覧願う。「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取り組み状況というところで、令和5年度の主な取り組みと次年度の取り組みについて報告をさせていただければと思う。3ページ以降でそれぞれ内容を説明しているが、この表を見ながら私から口頭で説明させていただければと思う。

まずは1ページ目、主な取り組み状況 (令和5年度)の表になっている。 今年度については、まず年度当初、合理的配慮助成のリーフレットを新た に作成し、周知を図りやすくしたところがある。令和4年6月からの状況 としては、現在まで問い合せが17件、助成が11件、昨年度と合わせて 実績が出ているような形になる。

また、多摩市福祉交流会「障がい者とともにひとときの和」については、

元年度以降実施していなかったが、今年度から再開しており、6月と2月に開催させていただいた。豊ヶ丘小学校と多摩第三小学校に行って実施させていただいたところである。

また、10月の市職員研修は障害福祉課主催であるが、こちらは昨年度と同様に権利擁護専門部会の当事者の方に支援者の方も含めて来ていただき、当事者の方とワークショップ形式で話し合っていただくような形態を維持する形で実施させていただいた。12月には障害者週間・人権週間ということで様々実施させていただいたが、美術作品展を今年度はパルテノン多摩と豊ヶ丘・貝取商店街で実施させていただいた。

人権週間のイベントとしては、平和・人権課と健幸まちづくり推進室合同で、パルテノン多摩のオープンスタジオで「自分らしく生きること」をテーマに、テンボという障がいのある方向けの服の展示、その代表取締役のデザイナーの方を含めたパネルディスカッションを行わせていただいたところである。あとは3月に、職員対応要領が国で改定されたのに合わせて改定しているというのが主な実績という形になる。

次のページは、今後の取り組みということで来年度の取り組みであるが、 来年度も事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度の継続実施を 行っていきたいと考えており、周知を工夫しながら実施していきたいと思 っている。あとは障害者週間の取り組み、研修制度、協議会等を実施しな がら、事業者による合理的配慮の提供等事例集の作成を今進めているとこ ろであるので、こちらを年度内に公表していきたい。

また、ひとときの和については小学校2校となると思うがスケジュールに落とし込めていないので、今後調整していきたい。また、表にはなく最後のページにあるのだが「ミライロID」である。議会の中でもお話ししたが、こちらは障害福祉手帳を紙やカードの手帳にして割引を受けていただくところ、アプリ上に反映させて、そのアプリを見せてもらって、管理者が手帳原本ではなくアプリで割引をすることをOKしてくれれば利用できるような形になる。そちらも令和6年10月をめどに、公共施設においてそのアプリでいわゆる使用料の減免が受けられるようにするということで今庁内調整を進めているような形になる。主なところの説明は以上とな

る。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に協議会案件20番、令和6年度 多摩市における障がい者就労施設 等からの物品等の調達の推進を図るための方針について市側の説明を求め る。

平松障害福祉課長 資料は、協議会資料20をご覧願う。令和6年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針で、これは国の法律に基づき、毎年方針を定めさせていただいているところである。内容は変わっていないところが多くなるので、順番に見ていただければと思うが、はじめにのところは大きな考え方になるので、ほとんど一緒となる。多摩市総合計画の関係が第六次と変わっているだけという形になる。

2番の多摩市の調達方針についても、こちらは大枠としては変更なしで、同様となる。

3番の令和6年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標というところでは、予算作成に基づき各課に調査させていただき、その中から物品が3案件、役務・業務委託が11案件である。前年は物品が6件、役務・業務委託が9件だったが、今のところこのような状況になっているという形である。

4番の令和6年度における重点的な取り組み予定事項を主に修正しているところになる。まず優先調達案件の掘り起こしについては大きく変えていない。予算時であったり、気候非常事態宣言などを踏まえて案件を検討していきたいところである。

2番が職員への理解啓発等で、理解啓発を進めながらになるが、こちらの2段落目の「令和5年度においては」というところを少し修正しており、令和5年度、ロードレースのポスティング、当初障がい者への委託は考えていなかったところであるが、こちらを障害福祉課で調整をさせていただく中で、業務内容を一部切り出すことで優先調達案件として多摩市障害福祉ネットワークたまげんきに委託することになったということで事例を記

載させていただいたという形になる。

- (3) 収益の場の提供も大きく変わっていないところである。引き続き取り組んでいきたい。
- (4)民間事業者等へのPRというところも大きくは変わっていないが、一部、めくっていただいて4ページ目の4行目終わりぐらいからになるが、京王電鉄株式会社の移動販売事業とのタイアップを今年度実施したところである。引き続きこうした民間企業とのマッチングも進めていきたいと考えている。全体としては、庁内部署の方はよく気にかけてくれているなと所管としては考えており、これ以外にも適宜話し合いをいただいているような形になるので、今後そういったところで調整しながら、うまく我々のほうでマッチングできるように取り組んでいきたいと考えているところである。説明としては、以上となる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 収益の場の提供のところで、今後安定的に広げていくような予定があれば教えていただきたい。

平松障害福祉課長 収益の場の提供としては、現在ご協力いただいているお弁当フェスティバルで議会開催中に実施させていただいているところである。こちらは引き続き団体とも調整しながら進めていきたいところである。それ以外のところも、各イベント等で事業実施ができる相談をいただいているので、多摩市障害福祉ネットワークたまげんき側が実施したいかも重要になるが、お話を庁内・庁外含めていただきながら、多摩市障害福祉ネットワークたまげんき側と調整して拡大を図っていきたいと考えている。今のところ決まっていて書けるところはなかったという形になる。

池田(桂)委員 具体的に何かイベント等が決まっていたら教えていただきたい。

平松障害福祉課長 来年度については、まだこのイベントというのは決まっていない状況 になるが、例えば今年度だと8月のジャイアンツの多摩市フェスタinジャイアンツ球場も、開催をするときにお話をいただいて出張販売を行っている形になるので、同様な形で実現の取り組みができたらと思っている。

池田(桂)委員 年度内に何回ぐらいのイベントが予定されているのか。

平松障害福祉課長 現段階で特に何回というのは決まっていないが、事業者側で対応でき

るかも含めて、随時お話をしながら開催していくような流れになる。

池田(桂)委員 一般質問のところでも取り上げさせていただいたが、民間事業者で結構 障がいのある方の就労が進んでいるというお話だが、具体的に今後市から 一般の民間事業者にどんどん就労を進めていく過程で、今後どういった分 野に広がっていくのかという傾向、今後の展開がわかれば教えていただき たい。

平松障害福祉課長 就労については、障害者雇用率の関係で一般の事業者からの引き合いも全国的に大きくふえてきており、多摩市では障がい者就労支援センターに主に支援を行いながら進めているような形になる。今後は、来年度から短時間労働での障害者雇用率の算定に関する部分が変わってくるところがあるので、具体的なこの分野というところはわからないが、それぞれ各分野についてこうした短時間雇用を含めた働き方の多様化が進んでくるかと想定しているので、障がい者就労支援センターも含めて対応していければと考えている。

藤原委員長ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件21番、多摩市発達巡回相談事業の実施について、市側の説明を求める。

相良発達支援担当課長 資料21をご覧いただきたいと思う。多摩市発達巡回相談の実施 についてである。

本事業であるが、発達障害の早期発見や早期支援の開始など、支援体制の構築は全国的な課題でもある。令和6年4月の児童福祉法の改正においても地域全体で障がい児に提供する支援の質を高めることが求められている。多摩市においては平成21年度より現行の保育所や幼稚園への巡回相談を実施してきていた。就学前の機関に所属する職員等支援者のさらなるスキルアップや就学後におけるフォローの必要性が高まってきていることから、令和6年度より、現行の事業に下記の内容を加えて「多摩市発達巡回相談」として実施する。事業の実施に当たっては、発達支援室の相談員(心理士)を多摩市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小学校へ派遣し、

派遣先の職員や保護者への助言を行うものである。

2、現行事業の実施内容は、多摩市内の保育園・幼稚園を対象に心理士 を派遣し、派遣先の職員への助言などを行っている。利用の際は、各施設 からその都度申し込みを受けている。

3が今後変更する点である。現行事業に追加して実施する内容としては、保育園・認定こども園・幼稚園に対し定期的な巡回を実施する。また都度を申し込みをいただいているが、そこに新たに小学校を追加する。必要に応じて家庭訪問を実施する。現在は令和4年度の実績で17園57名程度であるが、今回この事業を加えるに当たり、大体2倍になる予想をしている。そのため令和6年度予算で心理士1名の追加をお願いしているところである。

今後の予定であるが、4月から6月、庁内外の関係機関に周知し、5園程度の定期巡回先を募集したいと思っている。7月頃に定期巡回の申し込みを開始し、8月に申し込みのあった園と調整し、秋ぐらいから定期巡回を開始していきたいと思っている。初年度は5園程度と考えているが、今後さらに広げていきたいと考えている。説明は以上である。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件22番、健幸まちづくり基本方針改定案について、市側の説明を求める。

堀健幸まちづくり担当部長 それでは、健幸まちづくり基本方針の改定についてご説明させていただく。12月議会でも改定案をお示しさせていただいたところであるが、その後、市民参画として自治基本条例第23条第1項第5項に基づき、主要な市民団体計21団体への説明とアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果、寄せられた意見数は全体で44件となっており、その内容としては、多くが健幸まちづくりの基本方針の改定内容について賛同する方向のものとなっており、推進すべきとすると同時にこれを実行していくことは容易ではないと思われることから、市内の各主体と協力することや実行のための工夫や検討を進め、ぜひ取り組んでほしいという激

励の言葉が多かった状況である。この市民参画の手続を踏まえて修正した 事項は数か所軽微な表現ぶりであり、12月時点より内容について大きな 変更はない。

あえて言うと4か所だけ直しているが、例えば8ページの健幸的な生活の獲得支援のところの2行目であるが、「年齢ごとの世代の特徴や障害の特性を捉え」というところを修正後「年齢ごとの世代の特徴等を捉え」という形に少し修正をしているところである。

改定版の本基本方針について、この3月に決定し、今後これに基づき第 六次多摩市総合計画に沿い、さらなる健幸まちづくりを庁内外の関係者と 協力しながら進めていくこととしたい。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員

内容についてではないが、4月から組織変更で健幸まちづくり推進室が 企画政策部に移ると、所管は健康福祉常任委員会ではなく総務常任委員会 になると思うが、こういった内容は我々の所管にもかなり近しい内容で、 これが全く説明されなくなってしまうのは、我々が仕事をしていく上でも 少し支障が出てくるかと思うわけであるが、その辺り今後4月以降につい てどのような対応をされるおつもりなのか伺いたいと思う。

堀健幸まちづくり担当部長 本件について、健幸まちづくり推進室が4月から企画政策部 企画課に統合されること、また今回の改定を踏まえて令和6年度以降の健幸まちづくり事業を進めていくことになるが、第六次多摩市総合計画にもあるように、今回分野横断的な重点テーマの一つとして健幸まちづくりが挙げられていることも踏まえ、各部署とも連携しながら全庁的に対応を進めていくことになる。その過程において、健幸まちづくりの事業については、中には当然これまでどおりシンポジウム、健幸ワーク宣言やライフウエルネスワークショップ等継続していくものもあるが、今回新規として来年度においてはモデル事業としての健幸ポイント事業、あとウオーキングマップの別冊的位置づけとしてウオーキングに際した準備運動や公園の遊具の活用を紹介するようなリーフレットの作成を行うことを予定している。こうした事業に際しての説明については、基本的には今後総務常任委員会でご報告することになるが、必要に応じてご説明に伺わせていただいた

り、庁内というか市内への周知を丁寧にやっていくこととしたいと思っている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件23、多摩市重層的支援体制整備事業実施方針について、市側の説明を求める。

堀健幸まちづくり担当部長 重層的支援体制整備事業の実施方針についてご説明させていただく。重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つを一体的に実施するものであり、本市では令和6年度より実施予定となっている。社会福祉法第106条の5によれば、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされており、本市では多摩市地域福祉計画の一部として策定する予定である。他方、次期地域福祉計画は令和7年度に策定することとしているので、そこまでの間、令和6年度については、今回ご報告させていただく重層的支援体制整備事業の実施方針を策定の上、これに基づき実施することとする。

実施方針の内容としては、本市における重層的支援体制整備事業がこれまで構築を目指してきた多摩市版地域包括ケアシステムを基盤としながら、高齢者に限らず、子育て家庭、障がい者、ひきこもり、生活困窮者等何らかの支援を必要とする、何らかの困難を抱えた全ての市民を対象として、これまでの相談支援の取り組みを生かしつつ、一体的に実施することとしている。また、新たに多摩市版地域包括ケアシステムネットワーク連絡会を既に設置しており、分野を越えた支援者間の連携を仕組みとして図り、より包括的な支援体制の構築を目指す内容となっているところである。説明は以上となる。

藤原委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

- 池田(桂)委員 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、また新規で予定ではあると思うが、具体的に例えばアウトリーチの支援が必要な方が見つかった後、どこの機関が動いてその方の支援につなげていくのか、具体的なモデルケース等を想定していたら伺いたい。
- 松崎福祉総務課長 アウトリーチ支援事業に関しては、令和6年度4月から実施する予定である。現在委託していく方向で進めているが、イメージとしては8050に代表される困難家庭、ご高齢者の世帯の方に50の方、息子さんや娘さんがおられる。そういった中で、なかなかご自身が相談に来ることができない。そういった方々に向けて専門機関の相談者が訪問し、ご本人とお話ができればご本人と、まだご本人とのお話が難しければ当事者家族の方とコミュニケーションを取りながら、時期を見ながら必要な相談支援をしていく。主に専門機関1機関がまず顔の見える関係づくりをしているが、必要に応じてそれぞれの必要な支援につなげていく、そのような支援をイメージしている。
- 池田(桂)委員 その専門機関というのは、8050問題だと大体地域包括支援センター を想定しておられるのかと思うが、ほかに何か専門的機関が関わる可能性 はあるのか。
- 松崎福祉総務課長 受託事業者に関してはこれからの選定となるが、多摩市の場合は、し ごと・くらしサポートステーションもあるので、そういった機関も含めな がらというところになるかと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。 以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時12分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 2時12分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 藤原 マサノリ